



# 忠岡町

## 男女共同参画計画

2011年(平成23年)3月



# はじめに

## ～男女共同参画の実現を目指すまち ただおか～

男女共同参画社会とは、男女がともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。



男女共同参画の推進は、性別にかかわらず、就労による経済的な自立の実現や、健康で豊かな生活のための時間が確保される社会を目指すものであり、住民一人ひとりの自己実現を果たせる社会づくりには重要な視点です。

さらに、少子高齢化による労働人口の減少や、経済のグローバル化に伴う競争の激化が進んでいる中、男女共同参画を推進し、女性をはじめとする多様な人材が、その能力を十分に発揮していくことが、社会的にも必要不可欠だと考えております。

しかしながら、家事・育児・介護などは主に女性の仕事、職場や地域の意思決定は男性の役割、といった性別にもとづく固定的な役割分担意識は依然として根深く残っており、男女共同参画社会推進の妨げとなっています。

この度、本町では、こうした背景を踏まえ、男女共同参画に関する施策を、総合的・計画的に推進し、その実効性を確保するための指針となる「忠岡町男女共同参画計画」を策定いたしました。計画の策定にあたっては、「男女共同参画に関する住民意識調査（平成 21 年）」の実施や、学識経験者・住民等からなる「忠岡町男女共同参画計画策定懇話会」の開催、会議資料や計画素案の公表及び意見募集を行い、本町の現状や皆様方のご意見の反映に努めて参りました。本計画では、「男女共同参画の実現を目指すまち ただおか」を基本理念とし、その実現に向けて5つの基本目標を掲げ、各施策を設定しています。また、本計画は、本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を盛り込み、配偶者間の暴力の根絶に向けて積極的に取り組むものです。

本計画の着実な推進を図るためには、町の取り組みだけで実現できるものではなく、あらゆる方がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいくことが必要不可欠であると考えています。どうか皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご提言を賜りました忠岡町男女共同参画計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、意識調査にご協力いただきました多くの住民の皆様方に対し、心からお礼を申し上げます。

2011年（平成23年）3月

忠岡町長 和田 吉衛

# 目 次

## 第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の性格	3
4. 計画の期間	3

## 第2章 男女を取り巻く環境

1. 少子・高齢化の進行	5
2. 家族・ライフスタイルの変化	6
3. 経済・就業の状況	7
4. 政策・方針決定過程への男女共同参画状況	8

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	9
2. 計画の基本目標	10
3. 計画の体系	12

## 第4章 施策展開

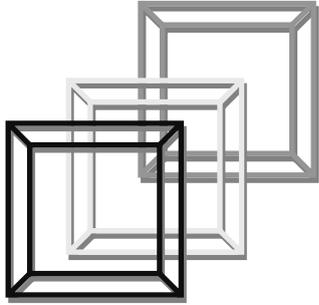
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	15
基本目標Ⅱ 男女がともに社会参画できる地域づくり	20
基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される社会づくり	24
基本目標Ⅳ 仕事や生活において男女がいきいきと過ごせる環境づくり	31
基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に立った福祉の充実	36

## 第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	41
2. 重点施策の設定	42

## 参考資料

1. 男女共同参画年表	43
2. 男女共同参画社会基本法	47
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	52
4. 大阪府男女共同参画推進条例	62
5. 忠岡町男女共同参画計画 策定経過	65
6. 忠岡町男女共同参画推進本部設置要綱	66
7. 忠岡町男女共同参画計画策定懇話会設置要綱	68
8. 忠岡町男女共同参画計画策定懇話会委員名簿	70
9. 用語解説	71



# 第1章 計画策定の背景

## 1. 計画策定の目的

国では、1999年（平成11年）6月に男女共同参画社会基本法<sup>\*1</sup>を施行し、すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現に向けて施策を推進しています。

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています。

しかしながら、現在においても、男女の固定的な役割分担に関する国民の意識は根強く残っています。また、国際的な指標からみた日本の女性の地位や社会参画状況を示す水準は今もなお低く、就労の場や政策・方針決定の場、さらには家庭において、男女が対等な構成員として個性と能力を発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

そこで、本町におきましても、男女共同参画社会基本法<sup>\*1</sup>の理念に基づき、国や府の関連計画の動向等も勘案しながら、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進し、その実効性を確保するための「忠岡町男女共同参画計画」を策定いたしました。

本町の現状を踏まえながら、家庭や地域・職場などのあらゆる分野において、男女がともにいきいきと輝いて喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 2. 計画策定の背景

### （1）国の動き

国においては、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における動きとも連動しつつ、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。

1996年（平成8年）には「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」を策定、ついで1999年（平成11年）6月には、「男女共同参画社会基本法」<sup>\*1</sup>を交付・施行しました。その中では、男女共同参画社会の実現を、21世紀を迎えたわが国の社会にとっての最重要課題と位置づけています。

男女共同参画社会基本法<sup>\*1</sup>に基づき、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」を策定し、取り組みの方向性を明らかにするとともに、2001年（平成13年）には、内閣府に「男女共同参画会議」が設置され、推進体制の強化が図られました。

「男女共同参画基本計画」は、2005年（平成17年）の見直し（第2次計画）を経て、2010年（平成22年）に第3次計画が策定され、女性の活躍による社会の活性化、男性や子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応等、昨今の社会情勢における新たな課題に対応した取り組みが進められています。

## (2) 府の動き

大阪府では、1981年（昭和56年）の「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定をはじめとして、1986年（昭和61年）には、第2期行動計画として「21世紀をめざす大阪府女性プラン」が策定され、1991年（平成3年）には、「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画 女と男のジャンプ・プラン」を策定し、1997年（平成9年）には北京行動綱領等を踏まえ、「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定されました。

2001年（平成13年）には、男女共同参画社会基本法<sup>\*1</sup>に基づく「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）」（2006年（平成18年）改訂）を策定するとともに、2002年（平成14年）には府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現を目指す指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

2006年（平成18年）には、大阪府男女共同参画計画の一部改訂を行い、2011年（平成23年）1月には、大阪府男女共同参画審議会より「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）」が出され、昨今の社会情勢や府の特徴を反映した新計画の策定に取り組んでいます。

## (3) 忠岡町の動き

忠岡町では、1993年（平成5年）に教育委員会社会教育課に婦人政策係を設置し、女性が持てる能力を発揮できる社会の実現に向け、女性施策を推進してきました。

1997年（平成9年）には、教育委員会教育課女性政策室に女性政策係を設置し、「忠岡町女性政策企画推進委員会」（2010年（平成22年）「忠岡町男女共同参画推進本部」に改称）を発足、今後の女性政策を推進するための参考として、「男女平等に関する忠岡町民意識調査」を実施しました。

2001年（平成13年）には、町長公室総務課人権平和室女性政策係となり、2007年（平成19年）には、町長公室自治推進課人権平和室人権平和係を設置し、男女共同参画の推進にあたってきました。

2009年（平成21年）に、本町における男女共同参画計画策定の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。2010年（平成22年）には、庁内推進体制を整備するために「忠岡町男女共同参画推進本部」を設置し、さらに、男女共同参画の推進に関し幅広い意見を求めるため、学識経験者や住民等からなる「忠岡町男女共同参画計画策定懇話会」を設置しました。

そして2011年（平成23年）に、男女がともに家庭や地域・職場などのあらゆる分野において、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、本町が取り組む行動指針として、「忠岡町男女共同参画計画」を策定しました。

### 3. 計画の性格

計画については、男女平等社会の実現に向けた課題の整理とその取り組みの方向及び施策の内容を示すものとし、次に掲げることを基本に策定するものとします。

◆「男女共同参画社会基本法」\*<sup>1</sup>に基づく基本計画

本計画は、「男女共同参画社会基本法」\*<sup>1</sup>第14条第3項に基づく本町における男女共同参画推進のための総合的な計画です。

◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」\*<sup>2</sup>に基づく基本計画

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」第2条の3第3項に基づく本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とみなします。

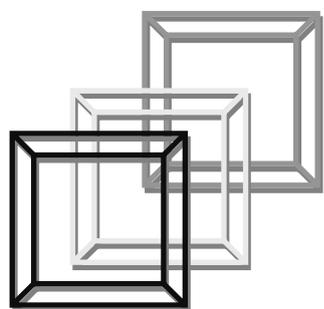
◆住民の意見を反映させた計画

本計画は、忠岡町男女共同参画計画策定懇話会をはじめ、住民意識調査(平成21年度実施)、パブリックコメント\*<sup>3</sup>(平成22年度実施)などによる住民の意見を反映させた計画です。

### 4. 計画の期間

計画の期間は、2011年度(平成23年度)から2020年度(平成32年度)までの10年間とします。ただし、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

## 第1章 計画策定の背景



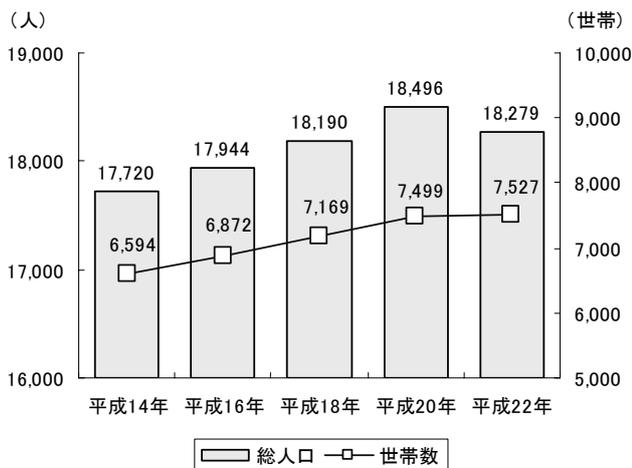
## 第2章 男女を取り巻く環境

## 1. 少子・高齢化の進行

平成14年の17,720人以降、平成20年の18,496人まで緩やかな増加傾向がみられますが、その後はやや減少に転じ、平成22年には18,279人となっています。(図表1-1)

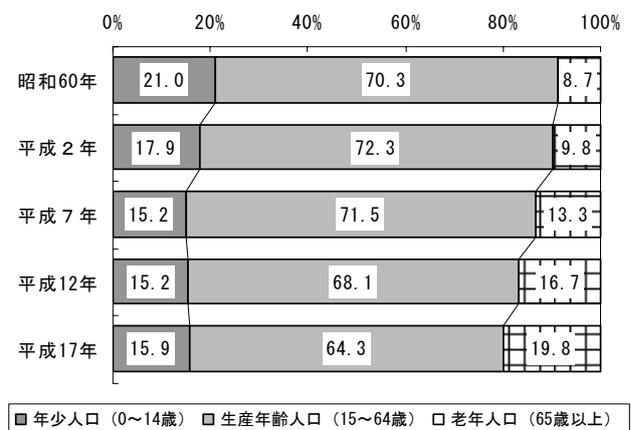
年齢3区分別人口比率をみると、老年人口比率(65歳以上)が年々増加し、平成12年には年少人口比率(0~14歳)を上回り16.7%、平成17年には19.8%と、着実に高齢化が進行している状況がうかがえます。(図表1-2)

【図表1-1 人口と世帯の推移】



資料：住民基本台帳及び外国人登録（3月末現在）

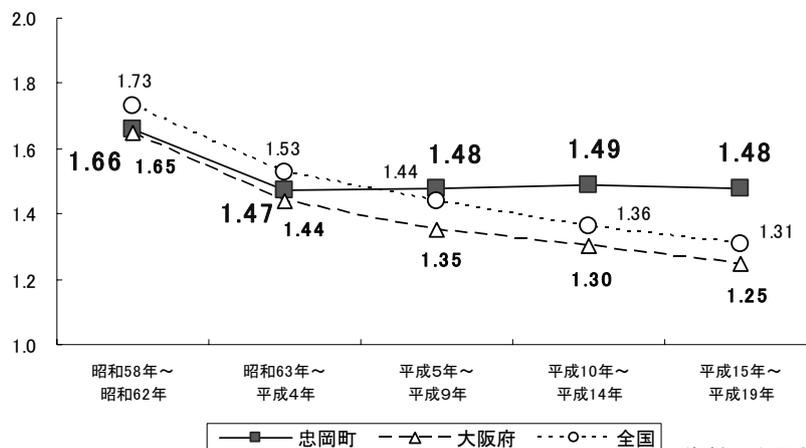
【図表1-2 年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査

また、合計特殊出生率(1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均)の推移をみると、大阪府・全国では減少傾向がみられますが、忠岡町では過去約20年間において同程度で推移し、比較的高い水準を維持しています。しかしながら、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率2.08を大きく下回っており、今後も少子化が進行することが予測されます。(図表1-3)

【図表1-3 合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移】



資料：人口動態統計特殊報告

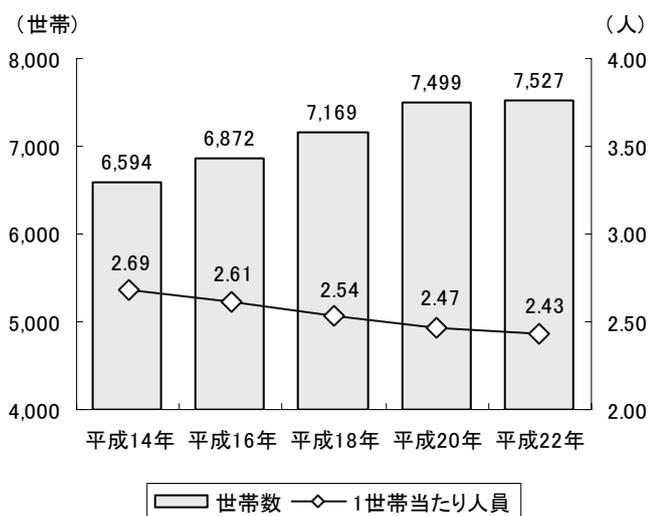
『人口動態保健所・市区町村別統計』

## 2. 家族・ライフスタイルの変化

世帯数が増加傾向にある一方で一世帯当たり人員は減少しており、核家族化や単身世帯化が進行していることがうかがえます。(図表2-1)

世帯類型別の構成比をみると、「親と子ども」世帯と「夫婦のみ」世帯を合わせた、核家族世帯の割合は7割弱にのぼり、大阪府・全国と比べて高く、母子世帯の割合も比較的高くなっています。(図表2-2)

【図表2-1 世帯と1世帯当たりの世帯人員】



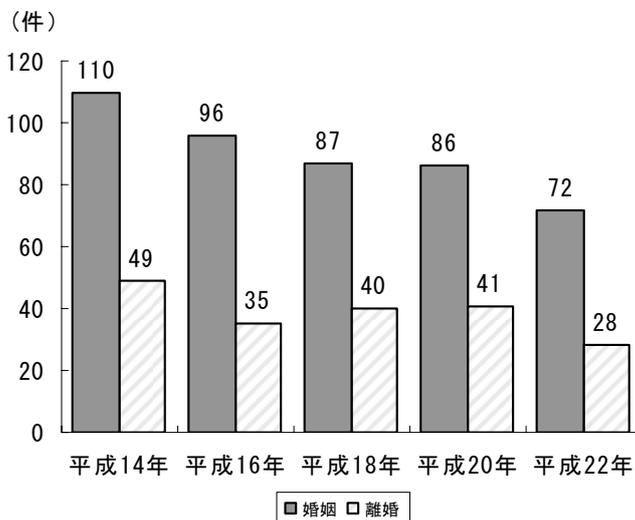
【図表2-2 世帯類型別構成比】

	忠岡町	大阪府	全国	
ひとり暮らし	21.2%	32.1%	29.5%	
夫婦のみ	20.9%	19.6%	19.6%	
親と子ども	45.7%	40.7%	38.2%	
内訳	母子世帯	2.3%	2.0%	1.5%
	父子世帯	0.2%	0.2%	0.2%
その他の親族	11.8%	6.9%	12.1%	
非親族	0.5%	0.6%	0.5%	
合計(世帯)	6,274	3,590,593	49,062,530	

資料：平成17年国勢調査

平成14年以降の婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向にある一方、離婚件数は、年によってばらつきがあるものの、横ばい傾向がみられます。(図表2-3)

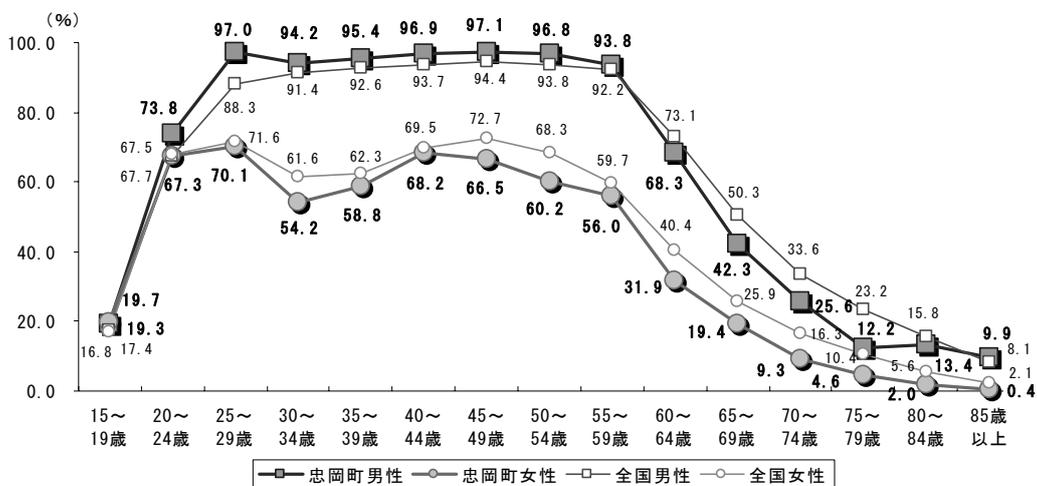
【図表2-3 婚姻・離婚の推移】



### 3. 経済・就業の状況

忠岡町の女性の年齢階層別労働力率をみると、子育て期にあたる30代前半を底辺とし、その後上昇する『M字カーブ』を描き、ほとんどの年代で全国平均を下回っています。特に、30代前半の落ち込みが激しく、出産・子育てに際して、離職する女性が多いことがうかがえます。(図表3-1)

【図表3-1 年齢階層別労働力率】



資料：平成17年国勢調査

性別賃金額の推移をみると、女性の賃金がやや増加していますが、未だに10万円以上、男性の賃金が高く、格差は依然大きく開いています。(図表3-2)

【図表3-2 性別 賃金額の推移】

(千円)

	平成17年度			平成19年度			平成21年度		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
大阪府	302.3	366.5	237.7	308.9	360.4	241.7	319.8	352.3	250.4
全国	302.0	337.8	222.5	301.1	336.7	225.2	294.5	326.8	228.0

資料：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』

## 4. 政策・方針決定過程への男女共同参画状況

日本は人間開発の達成度を示す『HDI』は182か国中10位と上位に位置しているのに対し、政治及び経済活動への女性の参画を示す『GEM』は109か国中57位と、先進国の中でも特に低い順位となっており、日本はHDIの順位に比べ、GEMの順位が大幅に低くなっています。日本では、基本的な能力の開発は進んでいるものの、女性が能力を発揮する機会が十分でないといえます。(図表4-1)

忠岡町の附属機関(審議会等)・行政委員会・町管理職員の女性割合についても、いずれも2割程度で推移しており、町政における女性の参画率は十分ではありません。(図表4-2)

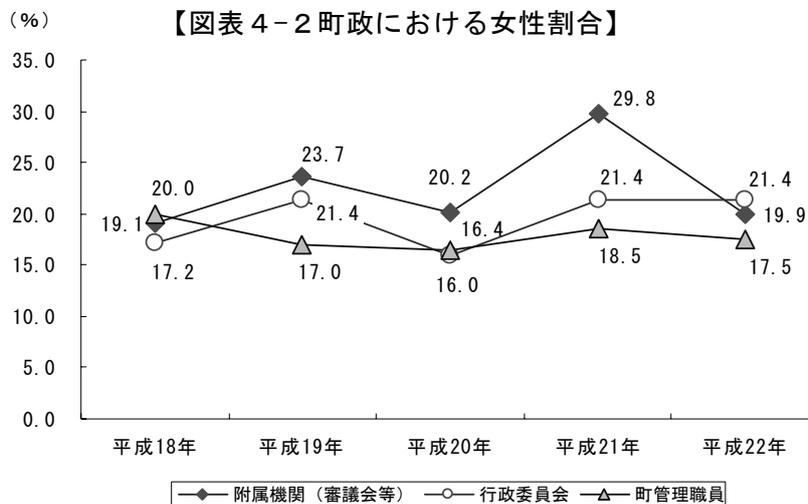
【図表4-1 HDI、GEMの国際比較】

(1)HDI(人間開発指数)			(2)GEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.971	1	スウェーデン	0.909
2	オーストラリア	0.970	2	ノルウェー	0.906
3	アイスランド	0.969	3	フィンランド	0.902
4	カナダ	0.966	4	デンマーク	0.896
5	アイルランド	0.965	5	オランダ	0.882
6	オランダ	0.964	6	ベルギー	0.874
7	スウェーデン	0.958	7	オーストラリア	0.870
8	フランス	0.961	8	アイスランド	0.859
9	スイス	0.960	9	ドイツ	0.852
10	日本	0.960	⋮		
			57	日本	0.567

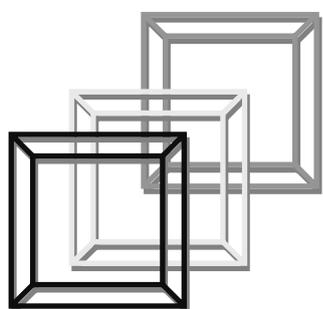
資料：内閣府男女共同参画局（平成21年）

\* HDI: 平均寿命・教育水準・国民所得を用いて算出

\* GEM: 女性の所得・専門職・行政職・管理職及び国会議員に占める女性の割合を用いて算出



資料：忠岡町秘書室（各年4月1日現在）



## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の基本理念

「男女共同参画の実現を目指すまち ただおか」を本計画の基本理念とし、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会づくりを目指し、女性はもちろんのこと、男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの男女共同参画の促進、また地域における男女共同参画推進等、あらゆる視点からの取り組みを充実させ、一人ひとりがお互いを認め、それぞれの個性と能力を充分発揮することができる男女共同参画社会の実現を、まち全体で目指します。

### 基本理念

### 男女共同参画の実現を目指すまち ただおか



#### 重要用語

#### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

## 2. 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、次の5つの基本目標を掲げ、計画を体系的に推進します。

### 基本目標Ⅰ. 男女共同参画の意識づくり

「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」と性別によって決めつける考え方は、人生における選択の幅を狭め、その人らしい生き方を妨げていくことにつながります。固定的な性別役割分担意識<sup>\*4</sup>を前提とした社会制度や慣習を見直し、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

また、男女共同参画や人権に関する意識づくりにおいて、教育や学習の果たす役割は重要です。家庭・職場・学校・地域のいずれの場においても、生涯にわたり男女の区別なく主体的で多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に基づく教育・学習機会の充実に取り組まします。

### 基本目標Ⅱ. 男女がともに社会参画できる地域づくり

あらゆる世代の男女が、社会を構成する一員として、様々な分野で個性と能力を発揮し、性別にかかわらず、活躍できる社会が求められています。

多様な立場の人が、得た経験や知恵を社会に活かせるよう、政策・方針決定過程への男女のバランスがとれた参画を促進していきます。

また、地域社会は、福祉・環境・教育・安全などの多くの課題をそこに住む住民が協力して解決する場として大切な役割を担っています。男女がともに地域の様々な事柄に関心を向け、主体的に地域活動やボランティア等に参画することは、地域のコミュニティーを強化し、住民力の向上につながります。多様な視点からの活動が活発に繰り広げられるよう、男女共同参画の視点から地域活動を支援し、住民力の向上を目指します。

### 基本目標Ⅲ. 男女の人権が尊重される社会づくり

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重される関係を築くことが前提です。身体的・精神的暴力は、人権を侵害するものであり、被害を受けた人に深刻な影響を与える重大な問題です。男女間の暴力の背景には、経済的格差、置かれている社会環境や差別意識による社会的・構造的問題があると考えられます。また、固定的な性別役割分担意識<sup>\*4</sup>などから、高齢者や障害がある女性、日本で働き生活する外国人女性等は、より一層自立や多様な生き方が阻まれることが少なくありません。さらに、性同一性障害<sup>\*5</sup>をもつ人や、その他多様な

性をもつ人々に対する理解不足から、偏見や差別が存在しています。性別にかかわらず、一人ひとりが互いの人権や個性・能力を尊重し合う対等な関係を築き、人権が守られる社会の実現を目指します。

また、男女には身体的な特徴や置かれている社会環境の差により、健康面で異なる課題に直面します。男女が互いの性や身体について十分に理解し合い、相手に思いやりを持てる社会を目指します。

#### **基本目標Ⅳ．仕事や生活において男女がいきいきと過ごせる環境づくり**

男女雇用機会均等法<sup>\*6</sup>や労働基準法<sup>\*7</sup>などが改正され、女性が働き続けるための環境や法制度は徐々に整備されつつありますが、実際にはまだまだ男性中心のしくみや風土が根強く残っています。雇用主をはじめ就労者に対して、職場における男女平等や女性の能力活用についての理解を促すとともに、女性労働者の仕事に対する意欲や能力向上を図る施策を進めることが重要です。

また、男性と女性が、職場でも家庭でも、互いに充実感を感じて生活していくためには、仕事と生活のバランスのとれた生き方が必要です。男女ともに長時間労働をなくし、各種休暇制度が取得しやすい環境を整備するなど、仕事も生活も大切にできる社会を構築することが必要です。

#### **基本目標Ⅴ．男女共同参画の視点に立った福祉の充実**

働く女性が増えているにもかかわらず、依然として子育てや介護の役割は女性に偏り、母親の子育てに対する不安や負担感が大きくなっています。また、ひとり親家庭も増加し、子育てにおける精神的・経済的負担を抱える母子・父子家庭が増えていることも課題です。社会全体で子育て中の親を支え、子育てに夢を持てる環境をつくる必要があります。

また、高齢化社会の進展に伴い、高齢者や障害のある人が同じ社会の一員として参画する機会を積極的に設け、いきいきとした生活を過ごせるような社会づくりの重要性が増しています。

高齢者・障がい者福祉を充実させるとともに、固定的な性別役割分担意識<sup>\*4</sup>から、女性が主に担っていた高齢者・障がい者介護の負担を軽減し、忠岡町の誰もが安心して心豊かに暮らせるような地域づくりを目指します。

### 3. 計画の体系

#### 基本目標 I

男女共同参画の意識づくり

基本方針 1  
男女共同参画を阻む意識・慣行の見直し

- 基本施策
- ① 社会制度・慣行の見直し
  - ② あらゆる機会における啓発、広報の推進
  - ③ 男女共同参画に関する情報の収集、発信の推進

基本方針 2  
男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 基本施策
- ① 学校・幼稚園・保育所における男女平等教育の推進
  - ② 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進
  - ③ 男女ともに自己実現のできる生涯学習の充実

#### 基本目標 II

地域づくり  
男女がともに社会参画できる

基本方針 1  
政策・方針決定過程への男女の均等な参画の促進

- 基本施策
- ① 各種審議会、町職員管理職等への女性登用促進
  - ② 人材育成の推進

基本方針 2  
地域における男女共同参画の推進

- 基本施策
- ① 男女共同参画で取り組む地域活動
  - ② 男女共同参画に関する地域活動・サークル活動等の支援

#### 基本目標 III

男女の人権が尊重される社会づくり

基本方針 1  
男女間のあらゆる暴力の根絶

- 基本施策
- ① DV防止への取り組みと相談体制の充実
  - ② DV被害者等の保護と支援体制の充実
  - ③ セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

基本方針 2  
多様な生き方を支えあう人権文化の創造

- 基本施策
- ① 高齢者、障がい者、在住外国人等が抱える生活困難に潜む男女共同参画の課題への対応
  - ② 多様な性のあり方を認め合う意識づくりの推進

基本方針 3  
生涯を通じた心身の健康づくり

- 基本施策
- ① 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理念の普及
  - ② 男女のライフステージに応じた健康支援の充実

基本目標 IV

いきいきと過ごせる環境づくり  
仕事や生活において男女が

基本方針1  
働く場における男女共同参画の推進

基本施策

- ① 男女の均等な機会と待遇の確保
- ② 女性の就職や起業等のチャレンジ支援の充実

基本方針2  
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本施策

- ① 企業等における両立支援の促進
- ② 仕事と子育て・介護の両立支援サービスの充実
- ③ 男女が家庭・地域に参画する機運向上の取り組み

基本目標 V

男女共同参画の視点に立った福祉の充実

基本方針1  
多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実

基本施策

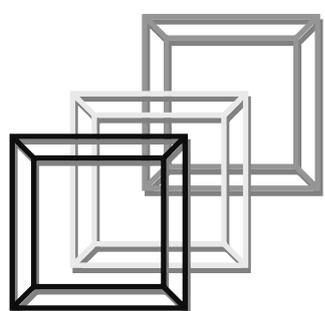
- ① 子育て支援の充実
- ② ひとり親家庭等に対する支援の充実
- ③ 児童虐待防止対策の充実

基本方針2  
高齢者・障がい者等、誰もがいきいきと暮らせる環境の整備

基本施策

- ① 高齢者・障がい者福祉サービスの充実
- ② 高齢者・障がい者の社会参加の促進
- ③ ひとにやさしいまちづくりの推進





# 第4章 施策展開

基本  
目標 I

# 男女共同参画の意識づくり

## 基本方針 1

## 男女共同参画を阻む意識・慣行の見直し

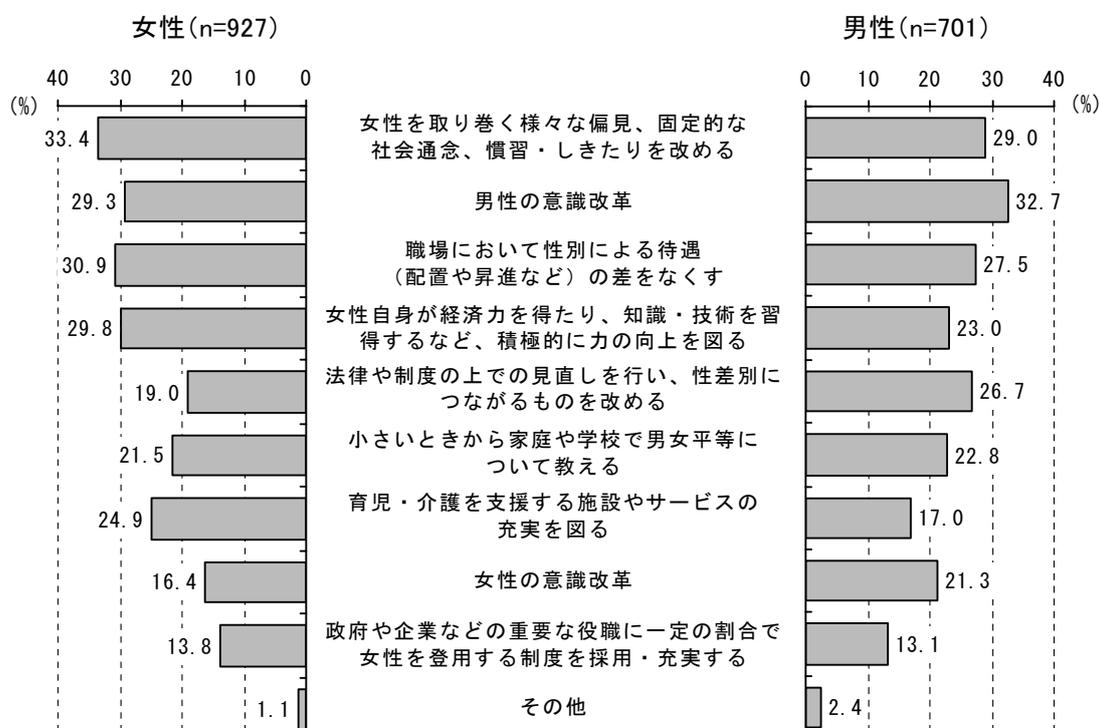
### 現状と課題

男女共同参画社会を実現するには、住民一人ひとりが男女共同参画についての理解と意識を持つことが重要ですが、固定的な性別役割分担意識\*4や、それを反映した社会制度・慣行が今も根強く残っており、このことが男女それぞれの個性や能力を発揮する機会を狭め、男女共同参画社会の実現を妨げる要因となっています。

住民意識調査の結果によると、男女が平等になるために最も重要なこととして、「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」、「男性の意識改革」と回答した割合が上位にあがっており、男女共同参画の意識づくりが求められています。

家庭や地域・職場・学校などあらゆる分野で、性別役割分担などを反映した制度・慣行・しきたりなどを見直し、性別にとらわれず個人の能力が発揮できる社会を実現できるよう、あらゆる媒体を通じた広報・啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

【男女が平等になるために最も重要なこと】



資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

【施策の体系】



①社会制度・慣行の見直し

No.	具体的施策	内容	担当部署
1	社会制度・慣行の見直し促進	性別による固定的な役割分担意識を反映した社会制度や慣行について、それらが男女共同参画に及ぼす影響について考える、講座やイベント、広報啓発活動を推進し、見直しを促進するよう努めます。	人権平和室 生涯学習課
2	町の制度・施策の点検	男女共同参画の視点から制度の点検・現状把握を行い、実施する施策については男女共同参画の視点に配慮します。	全課

②あらゆる機会における啓発、広報の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
3	広報ただおか・ホームページ等による広報・啓発	広報紙・ホームページ・その他のあらゆる媒体を活用し、男女共同参画の理念や内容についての広報・啓発活動を進めます。	人権平和室 政策推進課
4	講演会・講座の開催	住民や企業等の男女共同参画への理解や知識を深めるための啓発資料の配布や講演会・講座等を開催します。	人権平和室 生涯学習課 産業振興課
5	町職員に対する意識啓発	各施策の推進に当たって男女共同参画の視点が持てるよう、町職員の理解を深めるための情報提供・研修を実施します。	秘書室 人権平和室

③男女共同参画に関する情報の収集、発信の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
6	意識調査の実施	定期的に住民等に対する意識調査を実施し、実態把握と啓発効果の検証に努めます。	人権平和室
7	府や国とのネットワークの整備	府や国との連絡を密にし、男女共同参画に関する最新の取り組みや情報収集を実施します。	人権平和室
8	男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供	先進国の女性問題等への取り組みの成果をはじめ、国際社会の中で課題になっている関連問題の情報収集・提供に努めます。	人権平和室

## 基本方針 2

## 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

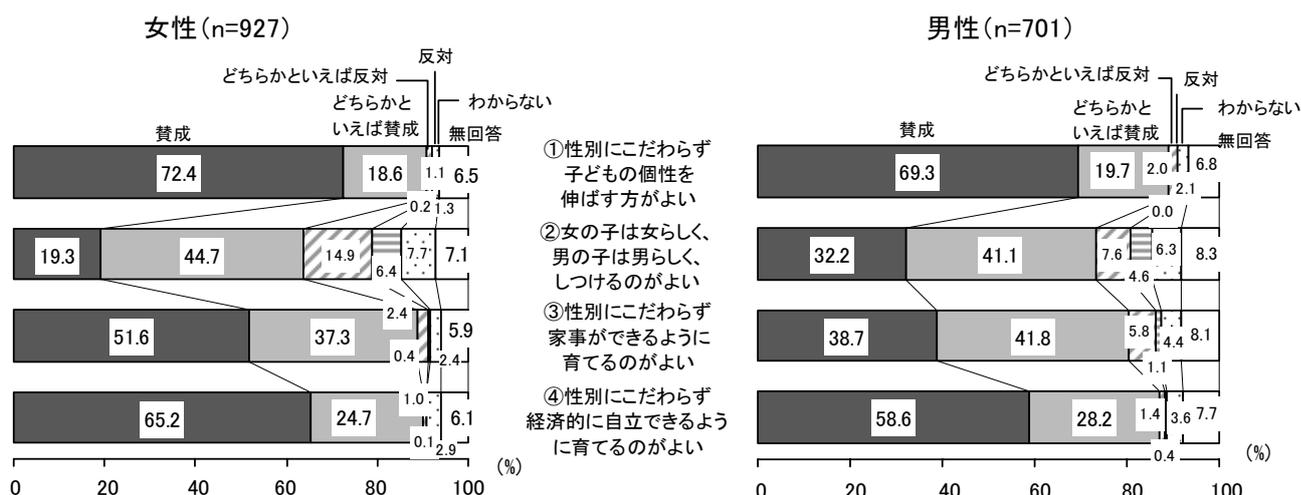
### 現状と課題

人の意識や価値観は、幼少の頃から家庭や学校・地域などのあらゆる環境の影響を受けています。男女共同参画の意識を育てるために、家庭・学校・地域における教育や学習の果たす役割は重要です。特に、幼少期における男女共同参画の視点に立った教育は、人格形成に大きな影響を与え、男女平等意識が形成されるだけではなく、人権尊重の意識を育むことができます。

住民意識調査の結果によると、子どもの教育方針について、「性別にこだわらず子どもの個性を伸ばす方がよい」に肯定的な意見が大半を占める一方で、「女の子は女らしく、男の子は男らしくしつけるのがよい」に肯定的な意見も同様に大半を占めています。

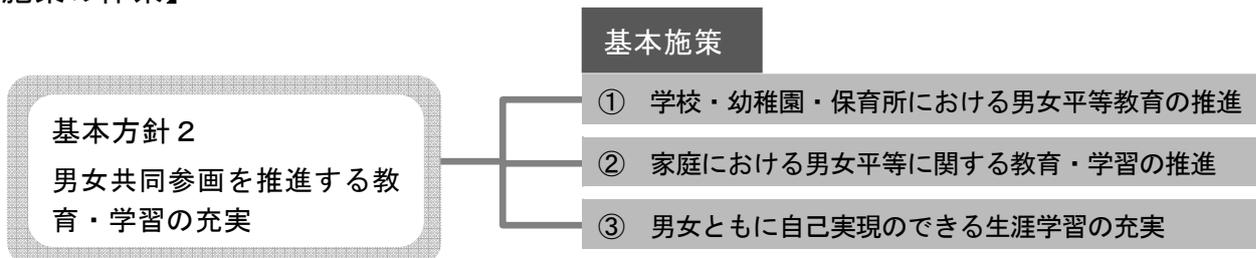
性別にとらわれず多様な生き方を選択できる社会の実現を目指し、子ども達への男女共同参画教育を推進するとともに、あらゆる年齢層の人々が、生涯にわたり「いつでも」「どこでも」学べる学習機会の充実を図る必要があります。

### 【子どもの教育方針についての考え】



資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

### 【施策の体系】



第4章 施策展開  
【基本目標Ⅰ】

①学校・幼稚園・保育所における男女平等教育の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
9	男女共同参画の視点に立った教育内容の充実	児童・生徒の発達に応じた教材を用い、男女共同参画・人権にかかわる意識を身に付けるよう教育の充実を図ります。	学校教育課 すこやか推進課
10	男女共同参画の視点に立った進路指導の実施	性別による固定的な役割分担意識にとらわれず幅広い選択ができるよう、個性と能力を尊重した進路指導を推進します。	学校教育課
11	教育現場における男女共同参画の推進	教職員を対象とした研修等を実施し、男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行等の廃止や、男女差のない人事配置を進め、学校運営全般にわたって男女共同参画を進めます。	学校教育課 すこやか推進課
12	学校行事等における男女共同参画の推進	男性や働く保護者が、授業参観等の行事へ参加しやすいように配慮するとともに、PTAやその他の活動において男女が共同で参画しやすい環境を整えます。	学校教育課 生涯学習課
13	保護者への啓発	学校等からの配布物や行事の機会を利用して、保護者に対して男女共同参画や人権尊重の意識向上に向けた働きかけを行います。	学校教育課 すこやか推進課

②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
14	家庭における男女平等教育の普及	家庭内における男女の固定的な性別役割分担意識*4の解消や、家事・育児等の分担促進を目的とした情報や学習の機会を提供します。	人権平和室 生涯学習課
15	男性の家事・育児・介護等に関する学習機会の提供	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性も参加しやすい家事・育児・介護等についての学習機会を提供するとともに、情報提供やネットワークづくりを行います。	人権平和室 いきがい支援課 すこやか推進課 生涯学習課

③男女ともに自己実現のできる生涯学習の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
16	生涯学習プログラムの充実	あらゆる年代の男女の自立・選択を可能にするための学習プログラムの充実を図ります。また、男女がともに参加しやすいよう、保育サポーターと連携した託児サービスの実施や開講日時の配慮に努めます。	生涯学習課
17	男女共同参画に関する学習・実践活動の支援	男女共同参画の視点を取り入れた生涯学習講座を実施し、幅広い年齢の住民が男女共同参画について学習できる機会を確保します。	生涯学習課



基本  
目標Ⅱ

# 男女がともに社会参画できる地域づくり

## 基本方針 1

## 政策・方針決定過程への男女の均等な参画の促進

### 現状と課題

男女共同参画による活力ある社会の実現のためには、男女がともに政治や職場・地域社会などあらゆる分野に参画することが必要です。

しかし、政策・方針決定過程への女性の参画はなかなか進んでいない現状があります。忠岡町の附属機関（審議会等）における女性の割合は19.9%、行政委員会では21.4%、町管理職員では17.5%となっており、町政において女性が能力を発揮する機会は十分とはいえません。

男女がともに社会のあらゆる分野に参画することができるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に促進するとともに、人材育成に取り組み、女性自身の意欲・関心・能力の向上を図ることが必要です。

### 【町政への男女共同参画の状況】

	総人数	男性人数	女性人数	女性参画率
附属機関 (審議会等)	176	141	35	19.9%
行政委員会	28	22	6	21.4%
町管理職員	57	47	10	17.5%

資料：忠岡町秘書室(平成22年4月1日現在)

### 【施策の体系】



①各種審議会、町職員管理職等への女性登用促進

No.	具体的施策	内容	担当部署
18	各種審議会等への女性委員の登用促進	審議会等への女性委員の比率の向上に努め、女性委員がない審議会等の解消を目指します。	全課
19	女性職員の管理職への登用の促進	女性職員の職域拡大と管理職への登用を促進するため、職員研修の充実や適正な人事配置を徹底し、女性職員が管理職を目指しやすい環境づくりに努めます。	秘書室

②人材育成の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
20	「(仮称)男女共同参画推進委員」の募集・設置	地域や企業等において、行政と協働で男女共同参画に関する普及・啓発を進める「(仮称)男女共同参画推進委員」の募集・設置を目指します。	人権平和室 産業振興課
21	女性の人材育成のための研修や学習機会の充実	地域や様々な分野で活躍する女性を発掘するとともに、女性のリーダーなど人材の育成を図るための研修・学習機会を充実します。	人権平和室 生涯学習課



**重要用語**

**ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**

過去における社会構造や差別等によって、現在不平等な状態に置かれている集団に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を図ることを目的とした暫定措置のことで、男女共同参画の分野では、様々な活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することです。

基本方針 2

地域における男女共同参画の推進

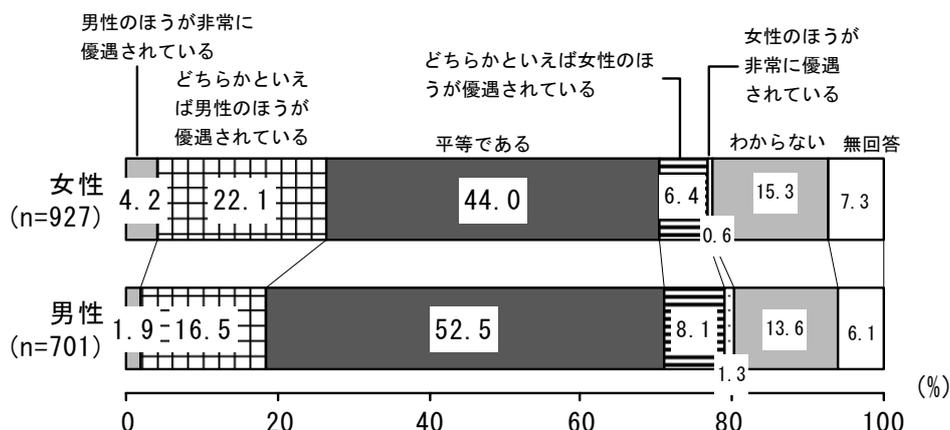
現状と課題

核家族化や地域のつながりが希薄化する中、福祉・環境・教育・安全などの地域の課題は複雑化しており、性別にかかわらず、多様な住民が協力して、課題解決に取り組む活力ある地域づくりがますます重要になっています。

住民意識調査の結果によると、地域活動の場での男女平等感についての項目では、「男性のほうが優遇されている（「非常に」と「どちらかといえば」の計）」と回答した女性の割合は3割弱で、男性と比較して高くなっています。地域を支える活動に参加している女性は多く、大きな役割を果たしている一方で、組織の代表や役員を務める立場には男性が就くという慣行が根強く残っている状況も見受けられます。また、仕事を中心とした生活を送ってきた男性の多くは、地域活動などに参加する機会が少ないことも課題です。

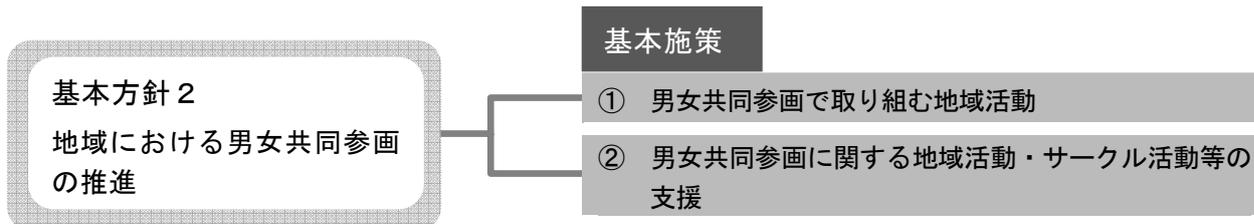
地域社会における男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識<sup>\*4</sup>や慣習にとらわれず、男女がともに地域の事柄に関心を向け、誰もが様々な活動に参加できる社会環境づくりを進めていく必要があります。

【地域活動の場での男女平等感】



資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

【施策の体系】



①男女共同参画で取り組む地域活動

No.	具体的施策	内容	担当部署
22	地域活動等における慣行の見直し	男女がともに地域で活躍できるよう、性別による固定的な役割分担意識を反映した従来の地域の慣行を見直し、是正に努めます。	人権平和室 生涯学習課 政策推進課
23	地域活動等への男性の参画促進	男性が職場優先の意識や生活様式を見直し、幅広い年齢層の男女がともに様々な活動へ積極的に参画できるよう、住民や企業等に対して啓発を推進します。	人権平和室 生涯学習課 政策推進課、産業振興課 消防署

②男女共同参画に関する地域活動・サークル活動等の支援

No.	具体的施策	内容	担当部署
24	男女共同参画団体への支援とネットワーク化の推進	男女共同参画の推進に関する団体の活動支援や、団体間のネットワークづくりを促進し、地域における活動の活発化に努めます。	人権平和室 生涯学習課
25	男女共同参画に関する学習・交流等の場の提供	男女共同参画の推進に向けて、住民が活発な活動を進められるように、学習や交流等の活動拠点となる場を提供します。	人権平和室 生涯学習課

**重要用語**

**ジェンダー**

「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）といいます。

「ジェンダー」は、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではありませんが、固定的な性別役割分担意識や性差別・偏見につながっている場合もあり、これらが社会的・文化的につくられたものであることを意識する視点が重要です。

基本  
目標Ⅲ

# 男女の人権が尊重される社会づくり

## 基本方針 1

## 男女間のあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

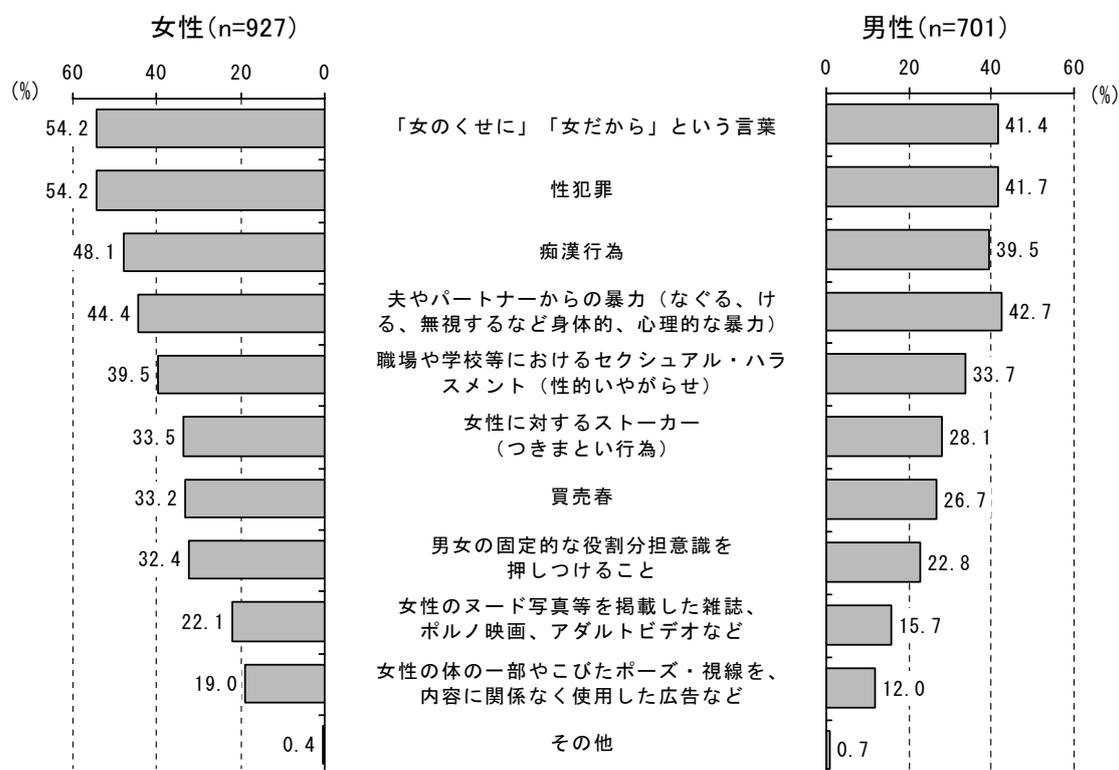
ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>\*8</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>\*9</sup>などの性別に起因する問題は、重大な人権侵害であるとともに男女共同参画社会の推進を妨げる大きな課題です。しかし、これらは個人的・家庭内・職場内の問題としてこれまで捉えられることが多く、問題が表面化しにくい傾向がありました。

住民意識調査の結果をみると、女性の人権が尊重されていないと感じることとして、「夫やパートナーからの暴力」、「職場や学校等におけるセクシュアル・ハラスメント<sup>\*9</sup>」は上位の項目としてあがっています。

これらの問題の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、男女の置かれている状況に根ざした社会的・構造的問題があります。

こうした問題の解消を目指すとともに、あらゆる暴力を許さない意識の啓発や、相談体制・関係機関の連携を強化し被害者保護を推進します。

### 【女性の人権が尊重されていないと感じること】



資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

【施策の体系】



①DV防止への取り組みと相談体制の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
26	男女間の暴力根絶に向けた社会的認識の醸成	各種講座・広報紙や啓発資料等、あらゆる機会、媒体を活用して、男女間の暴力を許さない意識を高めるための啓発と情報提供を行います。	人権平和室
27	相談体制の充実と広報	DV <sup>*8</sup> 被害者が相談しやすい環境の整備と相談体制の充実及びその周知を図ります。	人権平和室 生涯学習課 政策推進課

②DV被害者等の保護と支援体制の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
28	関係機関との連携強化	被害者保護のため、関係部署をはじめ、府や警察署等の関係機関との連携強化を図ります。	人権平和室 いきがい支援課 すこやか推進課
29	女性の自立支援策の推進	被害者の自立支援に向けた法律相談や就労・子育て支援、経済面での援助や住宅確保等、関係機関と連携しながら、総合的に自立支援を推進します。	人権平和室 いきがい支援課 すこやか推進課 政策推進課 建設課

第4章 施策展開  
【基本目標Ⅲ】

③セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
30	セクシュアル・ハラスメント <sup>*9</sup> やストーカー行為 <sup>*10</sup> の防止に向けた意識啓発	各種講座・広報紙や啓発資料等、あらゆる機会、媒体を活用して、セクシュアル・ハラスメント <sup>*9</sup> やストーカー行為 <sup>*10</sup> の防止に向けた意識啓発を推進します。	人権平和室 すこやか推進課 学校教育課、教育総務課 政策推進課
31	相談体制の充実と広報	セクシュアル・ハラスメント <sup>*9</sup> 等の被害者が相談しやすい環境の整備と相談体制の充実及びその周知を図ります。	人権平和室 生涯学習課 政策推進課、産業振興課
32	性犯罪等の防止に向けた啓発	売買春・人身売買等の性犯罪は、女性に対する暴力が重大な人権侵害であることへの理解を深め、これらを許さない意識の浸透を図ります。	人権平和室

## 基本方針 2

## 多様な生き方を支えあう人権文化の創造

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別及び年齢・国籍・健康状態にかかわらず、誰もが社会の重要な一員として参画できる環境づくりが必要です。

しかしながら、高齢者や障害がある女性、日本で働き生活する外国人女性等は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があり、性別や固定的な性別役割分担意識\*4などから、より一層、自立や多様な生き方が阻まれることが少なくありません。近年、町内の在住外国人が増加する中、人権を保障し、お互いの文化や生活習慣の違いを認め合う意識の向上がますます重要になっています。

また、性同一性障害\*5をもつ人や、その他多様な性をもつ人の人権についても配慮し、誰もが個性と能力を発揮するための環境づくりが必要です。

多様性を認め合う感性を養うことで、互いの人権を尊重し、支え合い、誰もが社会参画できる活気ある地域づくりを目指します。

### 【国籍別外国人登録人口】

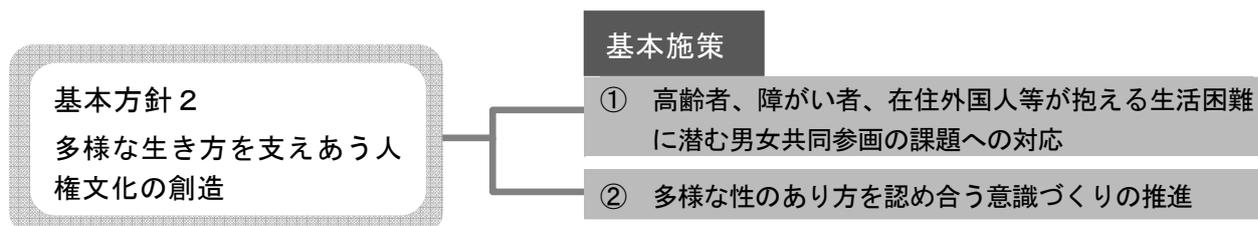
(人)

国籍	男性	女性	全体	国籍	男性	女性	全体
韓国	187	214	401	ロシア連邦	1	1	2
ブラジル	39	40	79	米国	1	1	2
中国	19	43	62	オーストラリア	1	0	1
インドネシア	29	0	29	メキシコ	0	1	1
朝鮮	10	8	18	スペイン	1	0	1
フィリピン	4	6	10	タイ	0	1	1
ペルー	3	1	4	英国	1	0	1
ヴェトナム	4	0	4	合計	295	312	607

資料：忠岡町外国人登録国籍別世帯人口統計表

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

### 【施策の体系】



第4章 施策展開  
【基本目標Ⅲ】

①高齢者、障がい者、在住外国人等が抱える生活困難に潜む男女共同参画の課題への対応

No.	具体的施策	内容	担当部署
33	高齢者の自立と社会参画支援	高齢男女の自立と社会参画を促進するため、高齢女性の能力開発に向けた学習機会の充実や就労支援、また定年後の高齢男性が地域社会への参画促進等、それぞれのニーズに対応した自立支援施策を推進します。	人権平和室 いきがい支援課 生涯学習課
34	障がい者の自立と社会参画支援	障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障がい者の移動手段の確保も含め、障がい者が自立して日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進めます。	いきがい支援課
35	男女の違いに配慮した高齢者・障がい者福祉サービスの充実	身体的な性差や男女のニーズの違いに配慮した高齢者・障がい者福祉サービスを推進します。	いきがい支援課
36	在住外国人が暮らしやすい環境づくり	日本語が不自由な住民が円滑に地域で生活できるよう、生活情報の提供や相談体制の整備の充実に努めます。	全課
37	外国籍住民への教室、講座の開催	日本語が不自由な住民に対し日本語の習得や国際交流を図るため、地域のボランティアによる日本語教室の実施を推進します。	人権平和室 生涯学習課

②多様な性のあり方を認め合う意識づくりの推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
38	多様な性のあり方を認め合う意識づくり	性同一性障害 <sup>*5</sup> 等の性的少数者（セクシュアル・マイノリティ） <sup>*11</sup> について理解と認識を深め、性的指向を理由とする差別の解消に努めます。	人権平和室 いきがい支援課 すこやか推進課 生涯学習課 学校教育課、教育総務課

基本方針3

生涯を通じた心身の健康づくり

現状と課題

男女がともにお互いの身体的特徴を理解し合い、相手に対する思いやりを持って、健康で安心して豊かに暮らせる生活環境は、男女共同参画社会の形成において大変重要です。

女性に関しては妊娠・出産期といった、男性とは異なる健康上の課題があります。一方、男性においては、仕事中心の生活から過度のストレスに悩まされたり、うつ病患者や自殺者が増加するなどの健康上の深刻な問題がみられます。

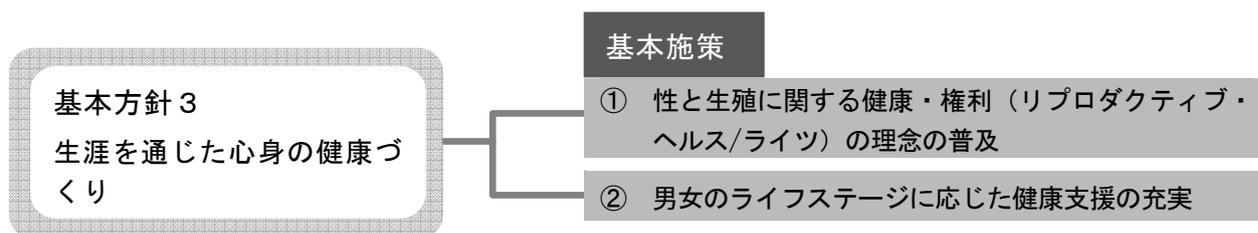
男女が互いに身体の特徴を十分に理解し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりが求められています。男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、性差に配慮した各種健康診断や医療の実施、心身の健康について正確な知識と情報の提供など、住民一人ひとりの健康づくりへの支援を充実させることが重要です。

【健康診断受診状況】

内 容	対象年齢	受診者数(人)	受診率(%)	
4ヶ月児健診	生後4ヶ月児	171	98.8	
乳児後期健診	生後9～11ヶ月児	161	93.1	
1歳6ヶ月児健診	1歳6ヶ月児	167	100.0	
3歳6ヶ月児健診	3歳6ヶ月児	161	89.4	
2歳6ヶ月児健診	2歳 6.7ヶ月児	150	86.7	
一般健診	30歳以上 (生活保護受給者)	89	3.8	
特定健診	40歳以上	763	22.6	
肝炎ウイルス検査	40歳	35	15.9	
胃がん検診	40歳以上	218	3.7	
大腸がん検診	40歳以上	370	6.5	
肺がん検診・結核検診	40歳以上	234	3.9	
前立腺がん検診	50歳以上男性	92	2.7	
骨粗しょう症検診	30歳以上	175	2.6	
子宮がん検診(頸部)	20歳以上女性	631	14.8	
子宮がん検診(頸部・体部)	20歳以上女性	197	-	
乳がん検診	マンモグラフィ	40歳以上女性	406	12.9
	エコー	30～39歳女性	166	11.6

資料：忠岡町すこやか推進課、忠岡町保険課(平成21年度)

【施策の体系】



①性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理念の普及

No.	具体的施策	内容	担当部署
39	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*12の理解と啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*12の概念を広く社会に浸透させ、正しい知識の普及を図ります。	人権平和室 すこやか推進課
40	学校等における生命尊重や正しい性への理解を促進する教育の推進	学校等において、児童や生徒に生命の大切さや性への正しい認識を身に付け、互いの性を尊重できる意識を養うような教育内容を充実します。	学校教育課、 教育総務課

②男女のライフステージに応じた健康支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
41	妊娠・出産期における健康支援	妊娠・出産期を安心して過ごせるよう各種健康診査・保健指導・相談・医療サービスの充実を図ります。また、妊娠出産に関する正しい理解を深める学習機会の提供に努めます。	すこやか推進課 保険課
42	不妊治療に関する相談支援	不妊治療に関する経済的負担を軽減するための各種助成金制度や相談窓口の紹介を行います。	すこやか推進課
43	性差に応じた的確な医療・検診等の推進	男女それぞれの特有の病気や健康状態に関する情報提供や意識啓発を実施するとともに、性別に応じた基本健康診査・各種がん検診・健康診査後の指導、また、過労死・自殺予防も含めた心の健康相談等を推進します。	すこやか推進課 保険課 いきがい支援課

基本  
目標Ⅳ

# 仕事や生活において 男女がいきいきと過ごせる環境づくり

## 基本方針 1

## 働く場における男女共同参画の推進

### 現状と課題

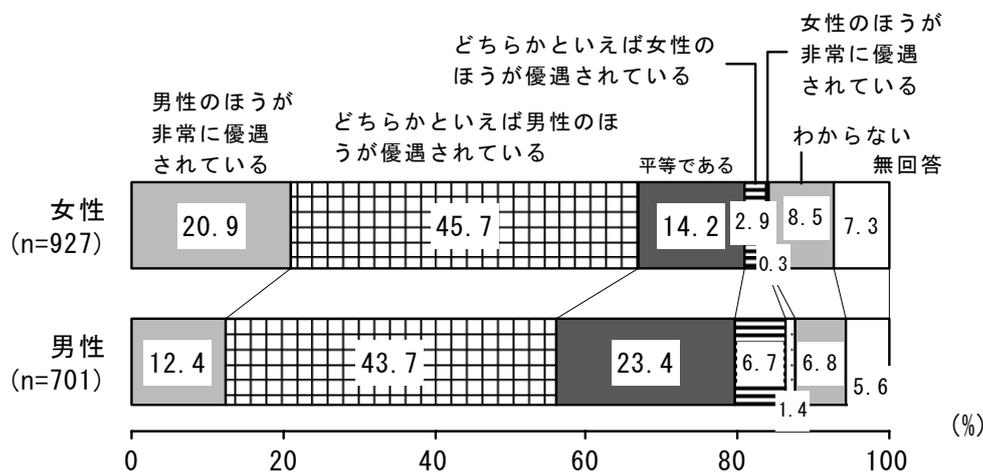
働くことは、経済的自立の手段として不可欠であるばかりでなく、自己実現の手段でもあります。国においては、男女雇用機会均等法\*6、労働基準法\*7、育児・介護休業法\*13の改正やパートタイム労働法\*14の制定により、男女間の差別をなくすための法令の整備が進められてきており、女性の就業者も増加しています。

しかし、住民意識調査の結果によると、職場での男女平等感についての項目では、依然として「男性のほうが優遇されている（「非常に」と「どちらかといえば」の計）」と感じている割合が半数以上を占めており、法整備は進んでいるものの、実状はまだまだ課題が多いようです。

職場における男女共同参画の推進は、女性の能力・地位向上に資するだけでなく、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、企業の活性化につながります。

住民への関係法の周知・啓発や、企業への働きかけを行い、就労環境の整備を図る必要があります。

### 【職場での男女平等感】



資料：平成21年度男女共同参画に関する住民意識調査

### 【施策の体系】



第4章 施策展開  
【基本目標Ⅳ】

①男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	内容	担当部署
44	法制度の周知啓発	雇用のあらゆる面で男女の平等が確保され、男女がその能力を十分発揮できるよう、男女雇用機会均等法* <sup>6</sup> や育児・介護休業法* <sup>13</sup> など労働に関する各種法律について企業や住民へ啓発を行います。	人権平和室 産業振興課
45	男女平等の職場づくりに向けた意識啓発	職場における女性の職域の固定化や結婚・出産退職などの慣行の見直しを図る啓発に努め、男女平等の職場づくりに向け、企業や住民へ意識啓発を行います。	人権平和室 産業振興課
46	パートタイマー等の雇用環境整備	パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規雇用者の就業条件が正規雇用者との均衡に配慮したものとなるよう、企業等への啓発に努めるとともに、非正規労働者に対する情報提供の充実を図ります。	産業振興課
47	町役場における男女共同参画の推進	役場が男女共同参画を実現したモデル職場となるように、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行等の廃止や、男女差のない人事配置を進めます。	全課

②女性の就職や起業等のチャレンジ支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
48	女性の能力開発、キャリアアップ支援	女性の能力開発、キャリアアップに関する様々な研修・訓練に関する情報の収集・提供を行います。	産業振興課 生涯学習課
49	就職に向けた支援	就職情報の提供や就職に関する相談・セミナーの開催、また再就職支援等を行います。	産業振興課 生涯学習課
50	起業のための情報提供等の支援	起業のための知識や経営のノウハウ等の情報を提供し、女性起業家の育成を図ります。	産業振興課 生涯学習課

基本方針2

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

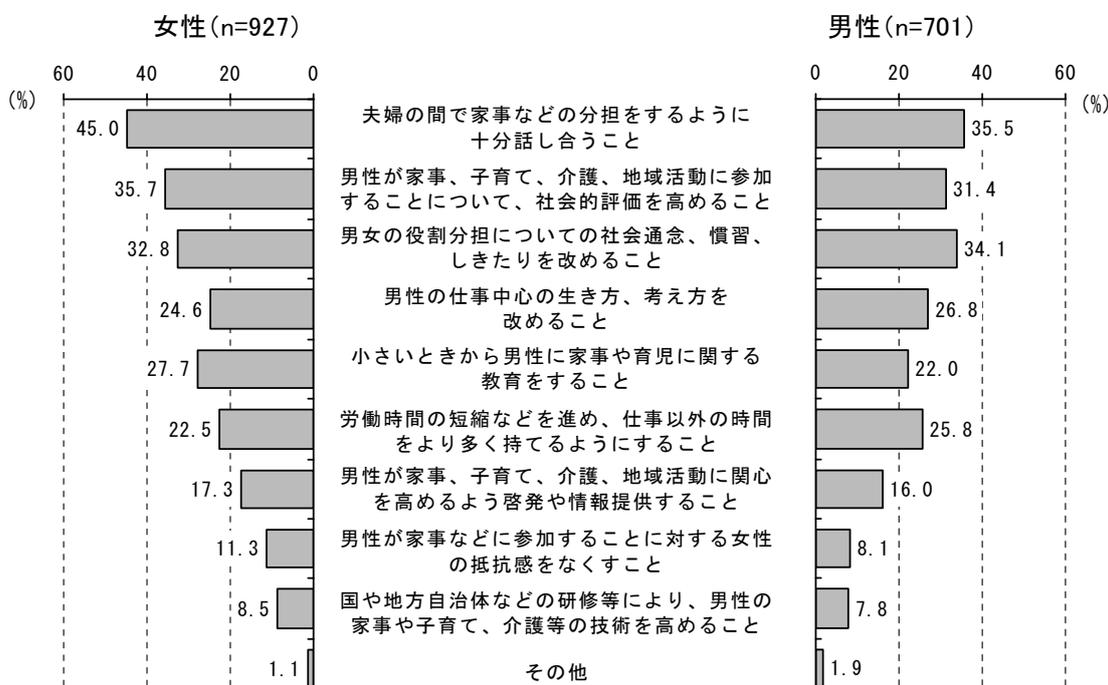
現状と課題

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）\*15をとることができる環境整備が重要です。

女性の就労が進み、結婚後も働きながら妊娠・出産を経験する女性が増えている一方で、家事をはじめ子育て、介護の多くを女性が担っているのが現状となっており、女性が継続して働くことや、積極的に社会の活動に参画していくことが難しい状況にあります。また、家事や子育て等に積極的に取り組みたいと考えている男性も増えており、従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから、仕事・家庭・地域のバランスがとれたライフスタイルへの転換が求められています。

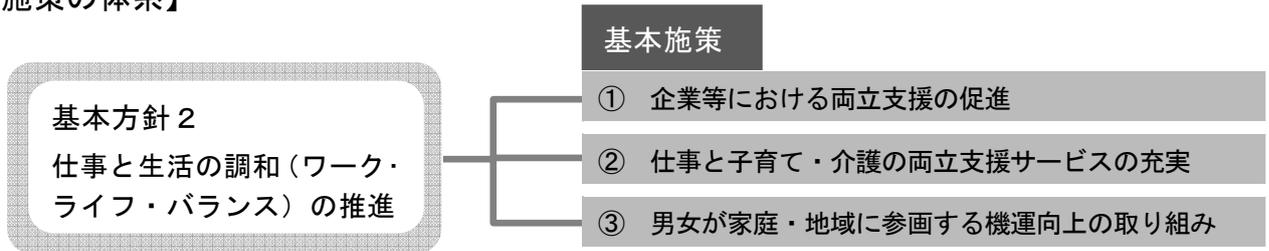
男女がともにやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランス\*15の考え方を広く周知するとともに、実現に向けた環境の整備を図ることが重要です。

【男性が家事、子育て等に参加していくために必要なこと】



資料：平成21年度男女共同参画に関する住民意識調査

【施策の体系】



①企業等における両立支援の促進

No.	具体的施策	内容	担当部署
51	仕事と生活の調和に関する意識啓発	仕事と生活の調和の普及を図るため、企業等に対して情報提供や意識啓発を推進し、その必要性の理解促進に努めます。	産業振興課
52	育児・介護休業制度などの普及	男女がともに育児・介護休業などの制度を利用しやすい環境づくりを推進するよう、企業への働きかけを行います。	人権平和室 産業振興課
53	多様な就労形態の普及	短時間勤務やフレックスタイム制 <sup>*16</sup> 、在宅勤務等、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及を図ります。	人権平和室 産業振興課

②仕事と子育て・介護の両立支援サービスの充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
54	多様な保育サービスの充実	通常保育をはじめ、延長保育・一時保育など就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。	すこやか推進課
55	放課後児童健全育成事業の充実	共働き家庭の増加に伴い、放課後留守家庭児童の安全の確保と健全育成を図るために、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図ります。	生涯学習課 教育総務課
56	保育サポーター事業の推進	保育サポーターを養成し、地域の力を活用した子育て支援を推進します。	生涯学習課
57	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス <sup>*15</sup> に取り組む企業の社会的評価の促進	厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」 <sup>*17</sup> や大阪府「男女いきいき・元気宣言事業者制度」 <sup>*18</sup> 等の周知・啓発を推進し、これらの認定を受けた企業を広く紹介します。	人権平和室 秘書室 総務課

③男女が家庭・地域に参画する機運向上の取り組み

No.	具体的施策	内容	担当部署
58	男性の家事・育児・介護等に関する学習機会の提供 (No. 15 の再掲)	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性も参加しやすい家事・育児・介護等についての学習機会を提供するとともに、情報提供やネットワークづくりを行います。	人権平和室 いきがい支援課 すこやか推進課 生涯学習課
59	「(仮称)パパ・クッキングデー」等の実施	家庭における固定的性別役割分担の解消を目的に、男性が料理をすることを促進するイベント等の各種企画(「(仮称)パパ・クッキングデー」等)を実施します。	人権平和室 すこやか推進課 産業振興課
60	地域活動等への男性の参画促進 (No. 23 の再掲)	男性が職場優先の意識や生活様式を見直し、幅広い年齢層の男女がともに様々な活動へ積極的に参画できるよう、住民や企業等に対して啓発を推進します。	人権平和室 生涯学習課 政策推進課、産業振興課 消防署





## 男女共同参画の視点に立った福祉の充実

### 基本方針 1

### 多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実

#### 現状と課題

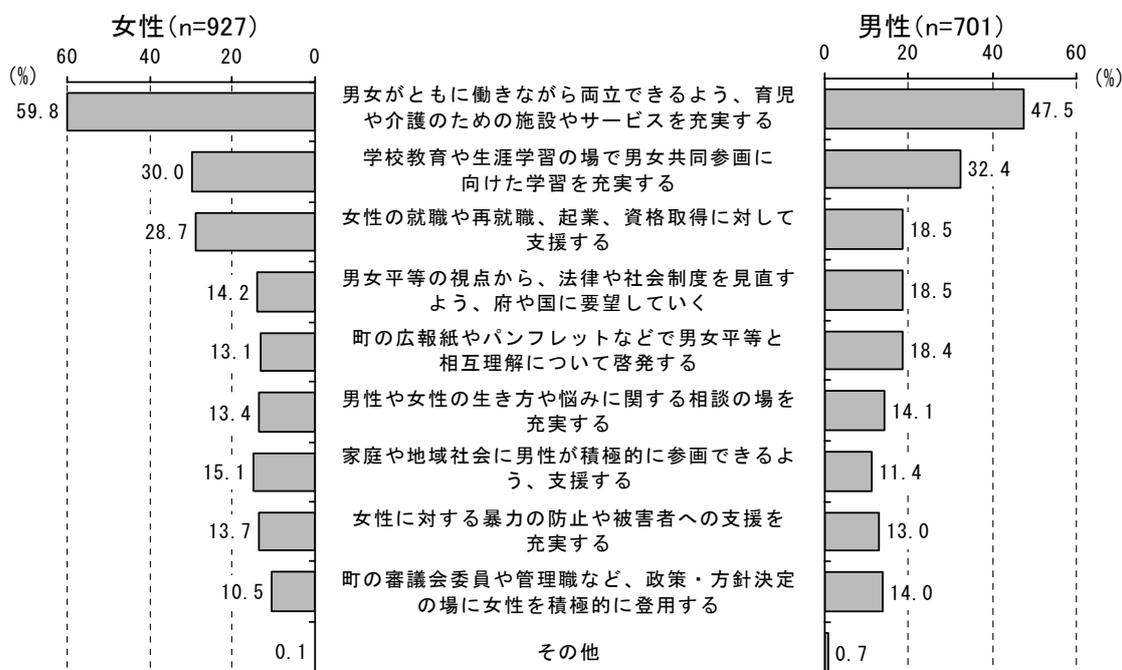
女性就労者の増加に伴い、子育てを社会的に支援することがますます重要な課題となっています。

住民意識調査の結果によると、男女共同参画を推進するために町が取り組むべきこととして、「男女がともに働きながら両立できるよう、育児や介護のための施設やサービスを充実する」という意見が最も多く、女性では約6割にのぼっています。

また、核家族世帯やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、育児の援助を身近に求めることが難しく、子育てに関して不安や困難を抱えている保護者も少なくありません。また、周囲から被害が見えにくい児童虐待についても近年増加が指摘されており、発生の予防と児童の保護に努めることが喫緊の課題となっています。

多様なライフスタイルに応じた子育て支援を充実させ、誰もが安心して働き、子育てできる地域づくりを推進する必要があります。

#### 【男女共同参画を推進するために町が取り組むべきこと】



資料：平成21年度男女共同参画に関する住民意識調査

【施策の体系】



①子育て支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
61	多様な保育サービスの充実 (No. 54 の再掲)	通常保育をはじめ、延長保育・一時保育など就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。	すこやか推進課
62	保育所情報や子育て支援情報の提供	子育てに関する支援事業の情報提供を充実します。	すこやか推進課
63	子育て相談窓口の充実	育児相談等の子育てに関する各種相談窓口の周知と連携を図ります。	すこやか推進課
64	地域ぐるみの子育て支援の機運醸成	地域における子育てサークルの育成や他世代交流の機会確保等を通じて、地域の住民が子どもを見守り、協力できるような機運を醸成します。	すこやか推進課

②ひとり親家庭等に対する支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
65	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭に対し、各種助成制度や上下水道料金の減免、自立に必要な情報提供・就労支援を行います。	すこやか推進課 水道課 下水道課
66	ひとり親家庭への相談体制の充実	ひとり親家庭の悩みに対し、適切な指導・相談のできる体制を充実します。	すこやか推進課

③児童虐待防止対策の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
67	児童虐待への対応	「子ども支援ネットワーク会議」を中心に、関係機関等との連携を強化し、児童虐待に関する相談体制の充実、関係機関の連携強化など児童虐待の防止対策を推進します。 また、被虐待児童の適切な保護、自立に至るまでの総合的・組織的な対応を図ります。	すこやか推進課 学校教育課、教育総務課

第4章 施策展開  
【基本目標V】

No.	具体的施策	内容	担当部署
68	女性や子どもに対する暴力を許さない社会づくりのための意識啓発	女性や子どもに対する差別や暴力は、重大な人権侵害であるという意識を広めます。「配偶者暴力防止法」*2や「ストーカー規制法」*19「児童虐待防止法」*20「児童買春・ポルノ禁止法」*21などの女性や子どもの人権を守るための法律や制度について周知を行います。	人権平和室 すこやか推進課



基本方針2

高齢者・障がい者等、誰もがいきいきと暮らせる環境の整備

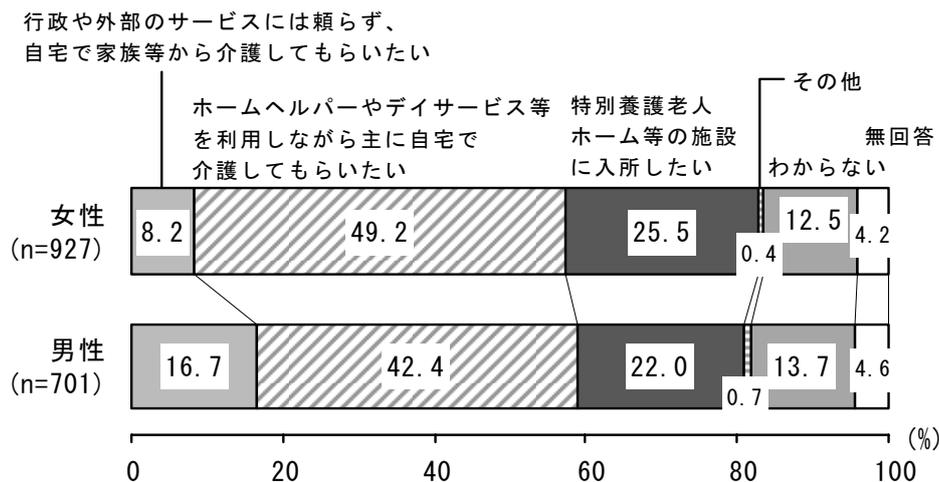
現状と課題

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、家族を取り巻く状況は大きく変化しています。忠岡町でも高齢化が進行しており、介護などの家族的責任を男女がともに担っていくことが、ますます重要になっています。

住民意識調査の結果によると、希望する介護方法として、「ホームヘルパーやデイサービス等を利用しながら主に自宅で介護してもらいたい」という意見が男女ともに最も多くなっており、高齢者福祉サービスの充実とともに、固定的な性別役割分担意識<sup>4</sup>により、女性に集中している高齢者・障がい者介護の負担軽減にも取り組むことが重要です。

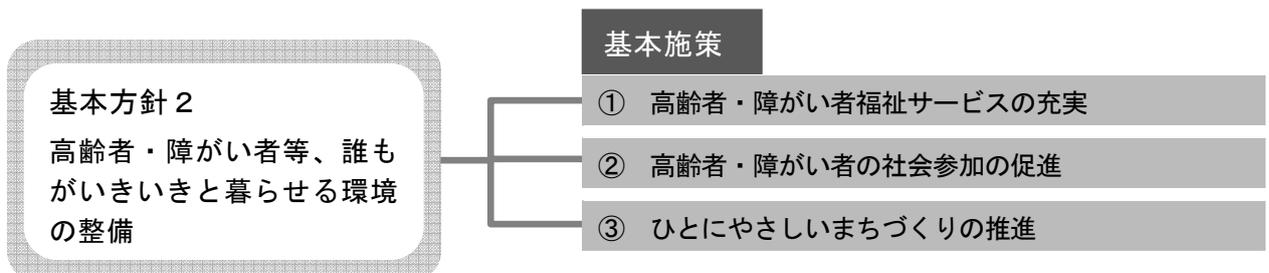
年齢・障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活できるよう、男女共同参画の視点に立った各種介護支援・医療体制の充実や、ユニバーサルデザイン<sup>22</sup>の推進等、誰もが住みよい環境の整備に努める必要があります。

【希望する介護方法】



資料：平成21年度男女共同参画に関する住民意識調査

【施策の体系】



## 第4章 施策展開

### 【基本目標V】

#### ①高齢者・障がい者福祉サービスの充実

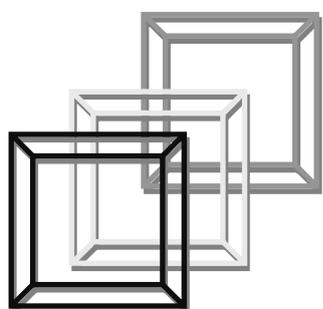
No.	具体的施策	内容	担当部署
69	高齢者福祉・保健サービスの充実	各種介護サービスの充実や上下水道料金の減免措置等、高齢者の地域での生活を支援するとともに、介護保険制度の適切な運用と周知を図り、在宅介護の負担軽減に努めます。	いきがい支援課 水道課 下水道課
70	障がい者福祉サービスの充実	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営み、安心して暮らすことができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図ります。また、障害のある子どもの健やかな成長を促すため、療育と保育の充実に努めます。	いきがい支援課 すこやか推進課

#### ②高齢者・障がい者の社会参加の促進

No.	具体的施策	内容	担当部署
71	高齢者の就労支援	高齢者が豊かな知識と経験を持った社会の一員として尊重され、生きがいのある生活を送ることができるよう、関係機関との連携により、長年の技能や経験を活かした高齢者雇用対策を推進します。	いきがい支援課 産業振興課
72	障がい者の就労支援	障がい者の就労促進に向けて、企業等への働きかけや就労支援を行います。	いきがい支援課 産業振興課
73	地域活動への参加の促進	生涯学習などによる学習や趣味・スポーツ・ボランティア活動等の地域活動への参加を支援します。	生涯学習課 いきがい支援課

#### ③ひとにやさしいまちづくりの推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
74	道路環境・公共施設等の整備	道路や公共施設等において、高齢者や障がい者に配慮したユニバーサルデザイン*22・バリアフリー*23によるまちづくりに努めます。	建設課
75	心のバリアフリー*23の促進	高齢者・障がい者を含むすべての男女が、快適で心豊かな生活が送れるよう、物理的な障壁のみでなく、「マタニティマーク」*24の普及等をはじめ、住民の心のバリアフリー*23を促進します。	人権平和室 いきがい支援課 すこやか推進課
76	災害時の対応強化	高齢者や障がい者等の災害時要援護者の把握に努め、災害時の対応を詳細に検討し、対応強化を図ります。	いきがい支援課 政策推進課



# 第5章 計画の推進

## 1. 計画の推進体制

### (1) 庁内推進体制の整備

庁内組織である忠岡町男女共同参画推進本部の機能を強化し、関係部署間の相互調整を行い、緊密な連携体制の下で、計画を総合的かつ効果的に推進します。

また、全職員を対象とした研修等を実施し、各部署の施策や事業の推進において男女共同参画の視点を浸透させます。

### (2) 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、施策・事業に関する進捗状況の把握や課題の分析等を行います。さらに、学識経験者や住民からなる委員会等を設置し、計画の進捗状況の報告機会等を設け、意見を求めます。

### (3) 住民、各種団体、企業等との連携・協力

行政だけでなく、町全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、住民・各種団体・企業等とのパートナーシップを確立し、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取り組みの促進を図ります。

## 2. 重点施策の設定

本計画では、5つの基本目標のもとに様々な施策を推進していきますが、計画の実行性を高めるため、中でも重要性の高い3つの施策を重点施策として、計画期間中に積極的に推進します。

### 重点施策1 女性のエンパワーメント<sup>\*25</sup>

女性一人ひとりが政治・経済・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、参画・行動できる実力や能力を発揮できる環境づくりに努めます。

#### 【主要施策】

- No. 18 各種審議会等への女性委員の登用促進
- No. 21 女性の人材育成のための研修や学習機会の充実
- No. 48 女性の能力開発、キャリアアップ支援

### 重点施策2 ワーク・ライフ・バランスの実現

男女がともに、自らの希望に応じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>\*15</sup>を実現できる環境づくりに努めます。

#### 【主要施策】

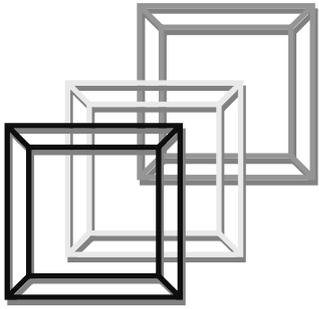
- No. 15 男性の家事・育児・介護等に関する学習機会の提供
- No. 54 多様な保育サービスの充実
- No. 57 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*15</sup>に取り組む企業の社会的評価の促進

### 重点施策3 町役場における男女共同参画の推進

町のあらゆる制度や施策が男女共同参画の視点に配慮したものとなるように、また、役場自らが、男女共同参画のモデル職場となるように、率先して男女共同参画の推進に取り組みます。

#### 【主要施策】

- No. 2 町の制度・施策の点検
- No. 5 町職員に対する意識啓発
- No. 47 町役場における男女共同参画の推進



# 参 考 资 料

## 1. 男女共同参画年表

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> <li>■国連総会で、1976年～1985年を「国連婦人の十年」と決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>■「女子教育職員等育児休業法」成立(S51施行)(公立校女子教員、看護婦、保母が対象)</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「国際婦人の十年」スタート(～1985年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「民法」改正・施行《離婚後の氏の選択が自由に》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■労働部労働福祉課に「婦人問題担当窓口」を設置</li> </ul>	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「国内行動計画」策定</li> </ul>		
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国連総会で「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>			
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> <li>「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「女性差別撤廃条約」署名</li> </ul>		
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「民法」改正・施行《配偶者の法廷相続分1/3から1/2に》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定(第1期行動計画)</li> </ul>	
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「国籍法」「戸籍法」改正(S60施行)《父系血族主義から父母両系主義へ》</li> </ul>		
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)</li> <li>「(西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略)」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活保護費男女同額化</li> <li>■「国民年金法」改正(S61施行)《女性の年金権確立》</li> <li>■「男女雇用機会均等法」成立(S61施行)《定年・退職・解雇などの面で女性差別禁止》</li> <li>■「女子差別撤廃条約」批准・発効</li> </ul>		
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「労働基準法」改正・施行《女子保護規定一部廃止》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定(第2期行動計画)</li> </ul>	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>■「労働基準法」改正(H元施行)《週40時間労働制、フレックスタイム制導入》</li> </ul>		

参考資料

男女共同参画年表

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
1988年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法例一部改正(H2 施行) 《婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正》</li> </ul>		
1989年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>			
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「育児休業法」成立(H4 施行) 《男性も育児休業が取得可能に》</li> <li>■ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第1次改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定(第3期行動計画)</li> <li>■ 「大阪府女性基金」設置</li> </ul>	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 初の「婦人問題担当大臣」誕生</li> </ul>		
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国連世界人権会議(ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計画」採択</li> <li>■ 国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「パートタイム労働法」成立・施行 《短時間労働者も、労働基準法・契約法などの適用対象へ》</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育委員会社会教育課に「婦人政策係」を設置</li> </ul>
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国際家族年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 男女共同参画室設置</li> <li>■ 「男女共同参画推進本部」設置(「婦人問題企画推進本部」廃止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 府立女性総合センター(ドーンセンター)オープン</li> </ul>	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択(男女平等への12の戦略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「育児・介護休業法」成立(H11 施行) 《介護休業制度の法制化》</li> </ul>		
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画ー」策定</li> </ul>		
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「男女雇用機会均等法」改正(H11 施行) 《セクハラについて事業主配慮義務を規定》</li> <li>■ 「労働基準法」改正 《女子保護規定全面廃止》</li> <li>■ 「介護保険法」成立(H12 施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改訂)～新女と男のジャンプ・プラン」策定(第3期行動計画改訂)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「教育委員会教育課女性政策室」に「女性政策係」設置</li> <li>■ 「忠岡町女性政策企画推進委員会」発足</li> <li>■ 「男女平等に関する忠岡町民意調査」実施</li> </ul>
1998年 (平成10年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「男女平等に関する忠岡町民意調査報告書」作成</li> </ul>

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「児童買春・ポルノ禁止法」成立・施行</li> <li>■「男女共同参画社会基本法」成立・施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「教育委員会社会教育課」に改称(旧「教育委員会教育課」)</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)</li> <li>「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「ストーカー規制法」成立・施行 《つきまとい等のストーカー行為を規制》</li> <li>■「児童虐待防止法」成立・施行</li> <li>■「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■内閣府に「男女共同参画会議」設置</li> <li>■「配偶者暴力防止法」成立・施行 《配偶者からの暴力を犯罪と明記》</li> <li>■男女共同参画週間スタート(6月23日～29日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■組織再編により、町長公室総務課人権平和室に「女性政策係」設置</li> </ul>
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府男女共同参画推進条例」施行</li> </ul>	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「性同一性障害者特例法」成立(H16施行) 《家庭裁判所の審判により、戸籍上の性別変更が可能に》</li> <li>■「次世代育成支援対策推進法」成立・施行</li> <li>■「少子化社会対策基本法」成立・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「男女いきいき・大阪元気宣言事業者表彰制度」創設</li> <li>■「大阪府の男女共同参画の現状と施策」発行</li> </ul>	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「児童虐待防止法」改正(H16施行)</li> <li>■「配偶者暴力防止法」改正・施行 《暴力の定義を拡大》</li> <li>■「育児・介護休業法」改正(H17施行) 《対象労働者を拡大、育児休業期間延長》</li> </ul>		
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第9回世界女性会議(ソウル)</li> <li>■第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」決定</li> <li>■「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府特定事業主行動計画(みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり)」策定</li> <li>■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> </ul>	
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第1回東アジア男女共同参画大臣会合(東京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「男女雇用機会均等法」改正(H19施行) 《男性への差別・セクハラも禁止の対象に》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定</li> </ul>	

参考資料  
男女共同参画年表

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
2007年 (平成19年)	■第2回東アジア男女共同参画大臣会合(ニューデリー)	■「均等・両立推進企業表彰」スタート ■「パートタイム労働法」改正(H20 施行) 《正規・非正規労働者間で待遇差別を禁止》 ■「配偶者暴力防止法」改正(H20 施行) 《保護命令制度拡充》 ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置	■組織再編により、町長公室自治推進課人権平和室に「人権平和係」設置
2008年 (平成20年)		■「女性の参画加速プログラム」決定 ■「性同一性障害者特例法」改正(H21 施行) ■「次世代育成支援対策推進法」改正(H21 施行) ■「労働基準法」改正(H22 施行) 《時間単位での年休取得が可能に》	■「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設	
2009年 (平成21年)	■第3回東アジア男女共同参画大臣会合(ソウル)	■「育児・介護休業法」改正(H22 一部施行) 《短時間勤務制度の整備、所定外労働の免除の義務化、介護休暇制度の創設など》	■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改正	■「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
2010年 (平成22年)		■「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ■「DV相談ナビ」開設		■「忠岡町男女共同参画推進本部」設置 ■「忠岡町男女共同参画計画策定懇話会」設置 ■「男女共同参画に関する住民意識調査報告書」作成
2011年 (平成23年)			■大阪府男女共同参画審議会「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申	■「忠岡町男女共同参画計画」策定

## 2. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年法律第 78 号)

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公

共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配

慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**(政策等の立案及び決定への共同参画)**

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**(国際的協調)**

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

**(国の責務)**

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する

**(地方公共団体の責務)**

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっ

り、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(国民の責務)**

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**(法制上の措置等)**

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

**(男女共同参画基本計画)**

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事

項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画基本計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画基本計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつか

さどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

**(議長)**

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって当てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任

期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることのできる。

**(資料提出の要求等)**

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成十一年六月二十三日法第七十八号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、施行の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

**(経過措置)**

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の

委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成十三年一月六日）

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**（職員の身分引継ぎ）**

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相

当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

**（別に定める経過措置）**

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄**

**（施行期日）**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

最終改正：平成19年7月11日

法律第113号

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

##### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

##### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

##### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

##### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

##### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

##### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

**(基本方針)**

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(都道府県基本計画等)**

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

**第二章 配偶者暴力相談支援センター等  
(配偶者暴力相談支援センター)**

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、

情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

#### (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)

は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**（被害者の保護のための関係機関の連携協力）**

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

**（苦情の適切かつ迅速な処理）**

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

**第四章 保護命令**

**（保護命令）**

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、そ

の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話

- をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- （管轄裁判所）**
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）**
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）

の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

**（迅速な裁判）**

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

**（保護命令事件の審理の方法）**

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

**（保護命令の申立てについての決定等）**

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実

係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

#### （即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、そ

の旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### （保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### （第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生

ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

**（国の負担及び補助）**

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

**第六章 罰則**

- 第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

**附則〔抄〕**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

**（経過措置）**

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

**（検討）**

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則〔平成十六年法律第六十四号〕**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

**（検討）**

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則〔平成十九年法律第百十三号〕**

**〔抄〕**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## 4. 大阪府男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 29 日  
大阪府条例第 6 号

個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法においてうたわれており、すべての人が、個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる社会を実現することは、私たちの願いである。

このため、府においては、これまでも、国際社会や国内の取組と協調しつつさまざまな施策を推進してきているが、いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が残っている。

このような状況の中で、少子高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、大阪を活力に満ちた豊かな都市としていくには、男女が、互いの違いを認め合い、互いの生き方を尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、互いに協力し、責任を分かち合い、それぞれが自らの意思で自由に生き方を選択し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

### (基本理念)

- 第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
  - 3 男女共同参画の推進は、男女が、府における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、男女が、社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を考慮して行われなければならない。

#### (府の責務)

- 第4条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 府は、男女共同参画施策を効果的に実施するための体制を整備することその他の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 3 府は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
  - 4 府は、男女共同参画の推進に関し、市町村における取組について協力するものとし、男女共同参画施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

#### (府民の責務)

- 第5条 府民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による差別的取扱いの禁止等)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対する暴力(暴行その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

#### (男女共同参画計画の策定)

- 第8条 知事は、次に掲げる事項を定めた男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 2 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。
  - 3 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

#### (男女共同参画施策)

- 第9条 府は、次に掲げる男女共同参画施策を実施するものとする。
- 一 男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発並びに教育を行うこと。
  - 二 男女共同参画施策を策定し、又は実施するため、必要な調査研究を行うこと。
  - 三 配偶者に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組を進め、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
  - 四 男女が共に家庭生活、職場、地域等における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めること。

#### (男女共同参画の推進状況等の公表)

- 第10条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進に係る状況及び男女共同参画施策の実施

## 参考資料

### 大阪府男女共同参画推進条例

状況について、その概要を公表しなければならない。

#### (事業者の取組の促進)

第11条 知事は、男女共同参画の推進に関する事業者の取組を促進するため、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

#### (苦情等への対応)

第12条 知事は、府民からの男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画に係る人権侵害に関する相談を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

## 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、男女共同参画計画に相当するものは、第8条(第4項を除く。)の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

#### (大阪府附属機関条例の一部改正)

3 大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)第1条第1号の表大阪府男女協働社会づくり審議会の項を次のように改める。

## 5. 忠岡町男女共同参画計画 策定経過

年月日	
平成 21 年 10 月 5 日 ～平成 22 年 1 月 31 日	男女共同参画に関する住民意識調査の実施
平成 22 年 7 月 23 日	第 1 回 忠岡町男女共同参画計画策定懇話会 ・ 忠岡町男女共同参画計画策定の概要について ・ 男女共同参画に関する住民意識調査結果及び統計からみた現状と課題について
平成 22 年 10 月 25 日	第 2 回 忠岡町男女共同参画計画策定懇話会 ・ 忠岡町男女共同参画計画（総論部分）の検討
平成 22 年 11 月 30 日	忠岡町男女共同参画推進本部 ・ 忠岡町男女共同参画計画策定の概要について ・ 男女共同参画に関する住民意識調査結果及び統計からみた現状と課題について ・ 忠岡町男女共同参画計画（総論部分）の検討
平成 22 年 12 月 15 日 ～12 月 27 日	庁内各課事業調査の実施 ・ 男女共同参画計画に係る関連施策の実施状況及び予定について
平成 23 年 1 月 17 日 ～1 月 25 日	庁内各課ヒアリングの実施 ・ 庁内各課事業調査の回答内容について ・ 庁内における男女共同参画の現状について
平成 23 年 2 月 14 日	第 3 回 忠岡町男女共同参画計画策定懇話会 ・ 忠岡町男女共同参画計画（素案）の検討
平成 23 年 2 月 17 日	忠岡町男女共同参画推進本部 ・ 忠岡町男女共同参画計画（素案）の検討 ・ 意見募集（パブリックコメント* <sup>3</sup> ）実施報告
平成 23 年 2 月 18 日 ～3 月 4 日	意見募集（パブリックコメント* <sup>3</sup> ）
平成 23 年 3 月 11 日 ～3 月 16 日	庁内各課ヒアリングの実施 ・ 忠岡町男女共同参画計画（重点項目）について
平成 23 年 3 月 24 日	第 4 回 忠岡町男女共同参画計画策定懇話会 ・ 忠岡町男女共同参画計画（最終案）の検討
平成 23 年 3 月 31 日	忠岡町男女共同参画推進本部 ・ 忠岡町男女共同参画計画（最終案）の検討

## 6. 忠岡町男女共同参画推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 本町における男女共同参画社会づくりの推進に関する施策を総合的に企画・調整し、かつ効果的に推進するため、忠岡町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 忠岡町における男女共同参画社会づくり促進のための計画（以下「計画」という。）の策定及びその実施に関すること。
- (2) 計画の策定及び実施における関係部課等の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長には町長を、副本部長には教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員又は男女共同参画についての学識経験のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の所掌事務の具体的事項について協議し、検討する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる職にある者で組織する。
- 4 幹事会は、協議事項に関係ある幹事のみで開催することができる。
- 5 幹事会は、必要に応じ関係職員に対し、資料の提供及び説明を求めることができる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、幹事を追加することができる。
- 7 町長公室長は、幹事会の議長となり、必要に応じて会議を招集する。

### (研究会)

第6条 幹事会に男女共同参画推進研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

- 2 研究会は、幹事会が指示した事項について検討する。
- 3 研究会は、必要に応じ自治推進課人権平和室長が招集し、構成員の互選により議長

を定める。

4 研究会は、自治推進課人権平和室長が推薦する職員で組織する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、町長公室自治推進課人権平和室が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月2日から施行する。

別表1 (第3条関係)

町長公室長
住民部長
健康福祉部長
事業部長
議会事務局長
教育次長 (社会教育担当)
教育次長
消防長
その他部長会構成員

別表2

[町長公室]
総務課長、企画財政課長、自治推進課長、人権平和室長
[住民部]
生活環境課長、住民課長、税務課長
[健康福祉部]
いきがい支援課長、すこやか推進課長、保険課長
[事業部]
水道課長、下水道課長、建設課長
[教育委員会]
教育委員会理事、社会教育課長、学事課長
会計課長
[消防本部]総務課長、警防課長
その他課長職級にある者

## 7. 忠岡町男女共同参画計画策定懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 男女共同参画社会の実現のための施策の現状とあり方について意見及び提言を求め、本町における男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的として、忠岡町男女共同参画計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画計画の策定に必要な事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 諸団体の代表者
- (3) 公募により選出する者
- (4) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、男女共同参画計画が策定されるまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長等)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇話会の会務を総括し、懇話会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 懇話会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (部会)

第7条 懇話会は、必要があるときは部会を置くことができる。

2 部会は、座長が指名する委員で構成する。

### (庶務)

第8条 懇話会の庶務は、町長公室自治推進課人権平和室において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等について必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月2日から施行する。

## 8. 忠岡町男女共同参画計画策定懇話会委員名簿

(敬称略、順不同)

任期 平成22年7月23日～平成23年3月31日

氏名	役職名等
<b>学識経験者</b>	
◎ 古久保 さくら	大阪市立大学大学院 創造都市研究科 都市共生社会研究分野 准教授
<b>各種関係団体の代表者</b>	
○ 上ノ山 幸子	婦人団体協議会 会長
亘 瑠璃子	泉北地区保護司会忠岡分会 代表
吉田 幸代	更生保護女性会 会長
高見 晃市	自治会連合会 会長
櫻井 忠司	人権協会 会長
正木 啓史	人権擁護委員会 代表
堀田 義行	企業人権問題推進員連絡会 代表幹事
中村 三郎	商工会 事務局長
林 俊樹	校園長会 代表
<b>公募により選出する者</b>	
朝倉 みどり	
高迫 照子	

◎会長、○副会長

## 9. 用語解説

用語	内容
*1 男女共同参画社会基本法	男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画し、均等な利益の享受とともに責任を担うべき社会である「男女共同参画社会」の形成についての基本理念等を明らかにした法律で、1999年（平成11年）6月に施行されました。
*2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）	配偶者（事実上の婚姻関係にある男女、離婚後に被害を受けている人も含める）からの暴力の防止と被害者の保護を目的とする法律で、2001年（平成13年）10月に施行しました。裁判所による保護命令などが規定されています。2008年（平成20年）施行の法改正では被害者の定義の拡大、市町村に基本計画策定の努力義務などが盛り込まれました。
*3 パブリックコメント	住民の生活に広く影響を及ぼす住民の基本的な計画や条例などを立案する過程において、これらの案の趣旨・内容などを公表し、当該案について住民などから提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいいます。
*4 固定的な性別役割分担意識	「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のことをいいます。
*5 性同一性障害	生物学上の体の性別と、性自認が一致せず、違和感を持つ状態のことをいいます。
*6 男女雇用機会均等法	雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として1986年（昭和61年）に施行。1997年（平成9年）の改正により、差別の禁止規定や、積極的差別是正措置の促進、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する配慮義務などが、新たに加わりました。
*7 労働基準法	労働者の労働条件の最低基準を定めた法律で、1947年（昭和22年）に制定されました。労働者（パートタイム労働者などを含む）を使用するすべての事業場に適用されます。2008年（平成20年）の改正により、時間外労働の削減や年次有給休暇の有効活用に向けた新たな基準が設けられました。
*8 ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者やパートナーからの身体的・精神的な暴力のことをいいます。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限等、心理的な苦痛を与えることも含まれます。

用語	内容
*9 セクシュアル・ハラスメント	性的な言動により相手方の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。性的な言動を間接的に受けたことへの対応により、間接的に受けた者が何らかの不利益を受けるもの、あるいは職場などあらゆる場での環境が不快になることまでをも含んでいます。
*10 ストーカー行為	同一の者に対し、つきまとい等（相手方の身体の安全、住居等の平穏・名誉・行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うことをいいます。
*11 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）	性別や性に関する事象の少数派に属している人のこと全般を指します。性同一性障害・同性愛・インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々などが含まれます。
*12 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	生殖に関する「健康」と「権利」のことです。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などが、「権利」としては、子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由、生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられます。
*13 育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的として1992年（平成4年）に施行。2010年（平成22年）6月30日より子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現等を盛り込んだ改正法が施行されました。
*14 パートタイム労働法	正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といいます。1993年（平成5年）6月制定、12月施行されました。この法律では、パートタイム労働者に対する雇用改善などが事業主の努力義務として定められています。
*15 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できることをいいます。
*16 フレックスタイム制	労使間の協定により労働者が一週間、一ヶ月等を単位にして一定の時間帯の中で勤務の開始と終了を自由に選択できる制度のことです。
*17 厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」	厚生労働省が実施している表彰制度で、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範ともいべき取り組みを推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知するものです。男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて、持てる能力を発揮できる職場環境の整備を促進することを目的としています。

用語	内容
*18 大阪府「男女いきいき・元気宣言事業者制度」	大阪府が実施している登録制度で、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男性も女性もいきいきと働くことのできる取り組みを進める意欲のある府内の企業・団体等を、「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、大阪府がその企業等を積極的に応援していく取り組みです。
*19 ストーカー規制法	正式には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」といいます。ストーカー行為等を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置などを定めることにより、身体・自由・名誉・生活の安全と平穏をストーカー行為の被害から守ることを目的としています。
*20 児童虐待防止法	正式には「児童虐待の防止等に関する法律」といいます。2000年（平成12年）に児童虐待防止法が施行され、その後、2004年（平成16年）に見直し改正が行われ、さらに2007年（平成19年）の改正により、虐待防止対策が強化されました。この法律で児童虐待とは、児童の人権を著しく侵害するものとして、「身体的虐待」「性的虐待」「育児放棄」「心理的虐待」を定義しています。
*21 児童買春・ポルノ禁止法	正式には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」といいます。児童（18歳未満）に対する性的搾取や虐待からその人権を守るために制定された法律です。子どもの権利の擁護と、買う側の処罰を法律の主な目的としており、また、この法律は、被害者の訴えがなくても処罰することができ、国外での行為にも適用されます。
*22 ユニバーサルデザイン	製品・設備・施設及び建築物その他の工作物を、すべての人にとってできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方をいいます。
*23 バリアフリー	高齢者・身体に障害のある人等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除く考え方をいいます。
*24 マタニティーマーク	厚生労働省が発表したもののほか、自治体などが独自に作成・配布しており、妊娠初期など、外見からは妊婦かどうか判断しにくい女性に対しても、周囲の人が座席を譲るなどの配慮がしやすいように考えられたものです。  <b>【マタニティーマーク(厚生労働省)】</b>
*25 女性のエンパワーメント	男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的・経済的・社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。

## 忠 岡 町 男女共同参画計画

発行年月：平成 23 年 3 月

発 行：忠岡町 町長公室自治推進課人権平和室  
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 34 番 1 号

T E L：0725-22-1122（代）

F A X：0725-22-0364

U R L：<http://www.town.tadaoka.osaka.jp/>（町ホームページ）